

支 笏 洞 爺 国 立 公 園  
管 理 計 画 書

平 成 2 2 年 4 月

北 海 道 地 方 環 境 事 務 所

## 目 次

1 支笏洞爺国立公園及び各管理計画区の概況	1
(1) 支笏洞爺国立公園の自然環境・利用状況	1
(2) 管理計画区の区分、各管理計画区の概況	2
2 管理の基本方針	7
(1) 支笏洞爺国立公園の将来目標	7
(2) 支笏洞爺国立公園の管理の基本方針	8
(3) 各管理計画区の管理方針	9
(ア) 支笏湖・定山溪管理計画区	9
(イ) 羊蹄山管理計画区	10
(ウ) 洞爺湖管理計画区	10
(エ) 登別管理計画区	11
3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	12
(1) 特に配慮すべき風致景観及び自然環境	12
(2) 関連施策との連携	14
(3) 一般公共施設との調整	15
4 適正な公園利用の推進に関する事項	16
(1) 公園事業施設の利用及び維持管理	16
(2) 利用の制限・誘導	18
(3) 普及啓発	19
5 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	21
(1) 支笏湖・定山溪管理計画区	21
(ア) 許可、届出等取扱方針	21
(イ) 公園事業取扱方針	24
(2) 羊蹄山管理計画区	30
(ア) 許可、届出等取扱方針	30
(イ) 公園事業取扱方針	31
(3) 洞爺湖管理計画区	34
(ア) 許可、届出等取扱方針	34
(イ) 公園事業取扱方針	37
(4) 登別管理計画区	43
(ア) 許可、届出等取扱方針	43
(イ) 公園事業取扱方針	45

6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項	49
(1) ユニバーサルデザインの導入	49
(2) 環境省所管地及び所管施設の管理	49
(ア) 所管地内の施設に関する事項	49
(イ) その他所管施設に関する事項	50
(3) その他公園管理において留意すべき事項	51
(ア) 美化清掃計画	51
(イ) グリーンワーカー事業	51
(ウ) 修景緑化計画	51
別紙 「自然公園における法面緑化指針（案）」	53
追補	57
1 参考資料	
(1) 支笏洞爺国立公園特別地域内における採取等を規制する植物	57
(2) 支笏洞爺国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例	59
(3) 支笏洞爺国立公園におけるスキー場事業の取扱について	97
2 参考事項	
(1) 支笏洞爺国立公園管理計画検討会名簿	103
(2) 支笏洞爺国立公園管理計画作成経緯	103

## 1 支笏洞爺国立公園及び各管理計画区の概況

### (1) 支笏洞爺国立公園の自然環境・利用状況

本国立公園は北海道の南西部に位置し、昭和24年5月16日に全国で14番目に指定された国立公園である。公園区域として支笏湖、定山溪、洞爺湖、羊蹄山及び登別周辺の地域一帯が指定されている。関係市町村は、6市7町1村（札幌市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町）で、指定面積は99,473haである。

#### <支笏洞爺国立公園の自然環境>

本国立公園は北海道の南西部に位置し、我が国を代表するカルデラ湖である支笏湖と洞爺湖を中心に、今なお活動を続けている有珠山、昭和新山、樽前山と典型的な成層火山の羊蹄山等多くの火山によって構成されている。また、これらの山々の間に、噴泉、地獄谷等の火山現象地や、倶多楽湖、橋湖等の火山性湖沼が散在しており、我が国を代表する火山群の景観を成している。

本公園の大半は、ミズナラ、エゾイタヤ等による落葉広葉樹林やエゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林に覆われ、標高1,000mを超える山頂部や稜線部にはハイマツ帯も見られ、高山植物のお花畑が随所に発達している。特に羊蹄山では、山麓の広葉樹林から中腹の針葉樹林、さらにキバナシャクナゲやエゾノツガザクラ等の高山植物に彩られた山頂まで典型的な植物の垂直分布が見られる。

また、豊かな森林に覆われているため、多くの野生動物がみられる。ほ乳類ではヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾリス等が生息しており、野鳥も多く生息し、周りが森林に覆われている湖沼ではカイツブリ、マガモ等の水鳥とキビタキ、アカゲラ等森林性鳥類の両方を見ることが出来る。

#### <支笏洞爺国立公園の利用状況>

本国立公園の年間利用者数は約1,439万人（平成18年）で、北海道内の国立公園の中で、最も利用者が多く、全国29の国立公園の中でも7番目に多い国立公園である。なお、本国立公園の利用者数は、近年横ばい状態が続いている。

本国立公園は、札幌市中心部や新千歳空港からも近いため、多くの人が来訪しやすい立地にある。主な利用形態はマイカーや団体ツアーバスによる周遊観光が多く、他には登山、高山植物観賞や火山現象などの自然探勝、温泉を利用した保養等である。主な利用時期は5月から10月に集中し、冬季の利用者は少ない。

## (2) 管理計画区の区分、各管理計画区の概況

### <管理計画区の区分>

この国立公園を、位置及び利用実態等の観点から支笏湖及び定山溪を中心とする支笏湖・定山溪管理計画区、羊蹄山周辺の羊蹄山管理計画区、洞爺湖周辺の洞爺湖管理計画区及び登別周辺の登別管理計画区の4管理計画区に区分する。

### <各管理計画区の概況>

#### (ア) 支笏湖・定山溪管理計画区の概況

本管理計画区は、本公園の北東部を占め、支笏湖を中心にその周辺の樽前山、恵庭岳から北へ連なる空沼岳、札幌岳、無意根山にかけての山岳地及びその山麓部からなる地域である。

地形的には新第3紀末から第4紀にかけて造られた溶岩台地の空沼岳、札幌岳、無意根山等の山岳地並びに第4紀洪積世後期以降に造られた支笏カルデラ及び樽前山、恵庭岳等の火山により構成され、比較的古い火山から現在も活動を続けている火山まで様々な火山地形がみられるところに特色がある。

#### ① 支笏湖及びその周辺地域

支笏火山は約3万2千年前に始まり、その火山活動によりカルデラが形成され、その後カルデラの中心部を通る北西の弱線に沿って樽前山、風不死岳、恵庭岳が形成され、現在の支笏湖ができ上がった。風不死岳は既に火山活動を終えているが、恵庭岳は山頂下東側の爆裂火口に小規模な噴気が認められ、樽前山は現在も活動が続いている。恵庭岳の西山麓にあるオコタンペ湖は、恵庭火山の噴出物が沢をせき止めて形成された湖で周囲の漁岳、小漁岳等の山岳とともに原生的な景観を維持している。

これらの火山活動による山々とカルデラ湖は一体となり優れた地形及び湖水景観を形成し、本公園の景観構成の核となっている。

支笏湖は田沢湖（秋田県）に次いで我が国第2位の水深（360m）を有するカルデラ湖で、寒冷な気候に加えて人家等からの汚水の流入、河川からの土砂の流入等が少ないため、我が国有数の透明度を誇っていると同時に、水質においても平成17年度及び平成19年度公共用水域水質測定において最も水質の良い湖として評価されている。支笏湖に生息する在来の魚類はアメマス等であるが、他に阿寒湖から明治27年に移入されたヒメマス（ベニザケの陸封型）が有名である。

当該地域の植生は、主に針葉樹と広葉樹が混交する森林植生で、広大な原生的森林景観を形成している。また、平成16年の18号台風では支笏湖周辺でも大規模な風倒木被害が発生し、現在、復旧のための森林整備が行われている。

樽前山は新しい火山のため標高700m付近より上部はイソツツジ、ミヤマハンノキ、イワブクロ、コメバツガザクラ等高山性の植物群落が生育し、特異な景観を呈している。湿原植物はオコタンペ湖周辺で小面積ながら生育が確認されている。

動物は、森林性の環境に適応する種類が多く見られる。哺乳類ではヒグマ、キタキツネ、

ユキウサギ、エゾリス、シマリス、エゾシカ等が生息している。鳥類では天然記念物のクマガラをはじめヤマセミ等の希少種やコノハズク、アオバト、ヒガラ、シジュウカラ等の森林性鳥類も比較的多く生息している。また、支笏湖では水鳥類のカルガモ、キンクロハジロ、オシドリ、マガモ等を見ることができるが、数、種類とも少ない。これは藻場や小魚などの餌が少ないためと思われる。

支笏湖には支笏湖集団施設地区（支笏湖温泉及びモラップ）をはじめ、ポロピナイ、丸駒温泉、オコタン、美笛の各地区に宿舎、野営場、園地、舟遊場等の公園施設が整備され、年間約93万人余りの入込者があるが、その内、道内からの入込みが7割以上を占める。また、月別では月間入込者数が10万人を上回るのが夏季の7～9月及び氷濤祭が開催される2月であり、一方、最も入込者数が減少するのが12月である。（平成19年度千歳市調べ）

札幌市など近郊都市からの日帰り利用者の比率が高いこと、また、札幌、千歳、苫小牧方面からは自転車道が整備されているため、自転車での来訪者が見受けられるのも本地区の特徴である。

支笏湖では平成18年度から全域において動力船の乗り入れ規制が行われ、閑静な水辺空間を保っている。また、平成20年度より、支笏湖漁業協同組合がヒメマスの漁業権を取得し、漁業管理や増殖事業等により資源の持続可能な利用等を図っている。

樽前山は七合目まで車道が整備され、徒歩1時間ほどで比較的容易に外輪山山頂に登ることができ、しかも溶岩円頂丘の観察や支笏湖周辺、勇払平野等の展望に優れているため登山者が多く、本地域の山では最も多い年間約1万8千人（平成20年）の登山者がある。夏期には七合目駐車場で交通混雑を来し、苫小牧市により交通規制が行われている。なお、樽前山山頂は鉱区禁止地域に指定されている。

## ② 定山溪およびその周辺地域

定山溪温泉は豊平川の溪流沿いに位置する北海道有数の温泉地で、年間入込者約244万人のうち、宿泊人員は約181万人（平成18年度）にも達している。

豊平峡一帯は溪谷美に優れ、豊平峡ダムがあり、ダムサイトには展望地や休憩所等が整備され夏期から秋期にかけて利用者が多い。定山溪温泉の北側には、定山溪ダムがあり、ダムサイトにはピクニック広場、資料館等が整備され利用者も多い。

豊平川上流域は、空沼岳、札幌岳、無意根山などの山々に囲まれており、これらの山には高山植物が生育し展望にも優れているため、札幌市方面からの格好の日帰り登山コースとなっている。

無意根山（標高1,464m）は、札幌近郊の山としては余市岳（標高1,488m）に次ぐ高山で、定山溪から中山峠へ至る国道沿線からそのどっしりした山容を望むことができ、優れた山岳景観である。定山溪近くの神威岳は山頂部が岩場で特異な景観を呈しており、空沼岳及び札幌岳は札幌市街から南縁のスカイラインを形成し、山頂からの眺望にも優れている。

無意根山や空沼岳などの山頂部にはコケモモ、キバナシヤクナゲ等の高山植物がみられる。湿原植物は空沼岳中腹の真簾沼及び無意根山中腹の大蛇ヶ原などで小規模ながら確認され

ている。

当該地域の土地の所有形態は、定山溪地区に存在する民有地を除いて国・公有地で、その大半が林野庁所管の国有林で占められている。

### (イ) 羊蹄山管理計画区の概況

本管理計画区は、羊蹄山の山体に係る地区である。

羊蹄山は、標高 1, 898 m の典型的な成層火山の独立峰で、山容が富士山に酷似しているところから蝦夷富士とも呼ばれている。景観の特徴は、その秀麗な山容と植生にあり、山麓から山頂にかけて植物帯の垂直分布の変化が顕著に見られるとともに、頂上付近には分布の北限や南限に当たる種を含む高山植物が多種生育している。落葉広葉樹林や針広混交林に被われる山麓部には、南コブなどの側火山や火口湖である半月湖がある。

また、動物については、中・小型のほ乳類や森林性の野鳥が多数生息している。

当地区の利用者は年間約 5 万人で、山麓の真狩口でのキャンプ、ピクニック、自然探勝等や半月湖周辺でのキャンプ、ハイキング等が利用の大半を占める。

土地所有は、大部分が道有林であり、民有地は半月湖付近の山麓に僅かに存在する。保護規制計画は植生の垂直分布の保護を図るため、標高 1, 000 m 前後より上を特別保護地区に、600 m から 1, 000 m にかけての中腹を第 1 種特別地域及び第 2 種特別地域に、それ以下の山麓部が第 3 種特別地域に指定されている。

### (ウ) 洞爺湖管理計画区の概況

本管理計画区は、洞爺湖及びその南側に位置する有珠火山群を包含する地区である。

洞爺湖は、直径 9 ～ 11 km のほぼ円型のカルデラ湖で、中央には中央火口丘である中島火山群を持つ。湖の周囲は、農地や果樹園、人工林が広がり、集落や市街地もあって開放的な景観を形成しているが、中島や湖岸沿いにはミズナラ、ハリギリ、カツラ等の大木の多い自然林がわずかに残されている。

中島には、クマゲラをはじめとする多くの野鳥が生息する他、かつて、観光施設で飼育されていたエゾシカが野外で自然繁殖しており、植生に大きな影響を与えている。

有珠山は、洞爺カルデラの形成後今から約 2 万年前に活動を開始した火山で、外輪山及び火口原内の円頂丘から成る有珠山本体と、周囲に多数の側火山を持ち、特に昭和 18 年から 20 年にかけての活動で生成した昭和新山は、溶岩円頂丘と言われ学術的、景観的にも非常に価値が高い。極めて活動的な火山である有珠山は、噴火の危険性が高く、20 世紀に 4 回の噴火を繰り返しており、最も新しい平成 12 年の噴火活動では新たな火口群の生成や降灰により周囲の景観が大きく変化した。このとき出来た火口群周辺は平成 15 年に国立公園に編入され、一部は特別保護地区に指定された。その後、有珠山麓では防災施設の整備が進み、平成 14 年に「有珠山火山防災マップ」が改訂され、火山防災にかかる取り組みが継続して行われている。

当地区は、北海道有数の温泉地である洞爺湖温泉を抱え、年間 491 万人（平成 19 年）の利用者があり、そのうち宿泊利用者は 104 万人となっている。

主な利用は、従来からの温泉での宿泊、保養、湖上遊覧、昭和新山やロープウェイを利用

しての有珠山の探勝、湖を周回する道路のドライブ、湖畔でのキャンプ、湖畔を利用したプレジャーボート等であったが、近年はカヌーやフットパス整備による散策等の自然と身近に親しむ利用も増加している。一方、キャンプ地以外でのキャンプや栈橋等の違法な設置等無秩序な利用による問題も生じている。

利用施設は、洞爺湖温泉街に洞爺湖ビジターセンター・火山科学館が、対岸の財田地区に洞爺財田自然体験ハウスが、中島の洞爺湖森林博物館、昭和新山のパークサービスセンター等が整備されている。有珠山周辺には環境省や北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町によって整備された火山活動を体験し学習するための散策路や解説板などがある。当該洞爺湖、有珠山地域は、平成21年8月に世界ジオパークに認定され、今後の地域振興が期待されている。宿泊施設については、洞爺湖温泉街を中心に整備されている。

土地所有関係は、有珠山、湖畔林、中島が国有林で、他は民有地である。特に洞爺湖温泉は、民有地に旅館、ホテル、商店、住宅等が密集し市街化している。

保護規制計画は、有珠山火口原、昭和新山溶岩塔及び西山山麓と金比羅の火口群が特別保護地区に指定されているほかは、大部分が特別地域であり、有珠山の南山腹が普通地域となっている。

## (エ) 登別管理計画区の概況

本管理計画区は、本公園南端の登別温泉及び倶多楽湖と来馬岳から北へ連なるオロフレ峠、ホロホロ山、白老岳にかけての山岳地及びその山麓の一部からなる地域である。

登別は倶多楽火山西麓に位置し、倶多楽カルデラを生成させた後に日和山や笠山、地獄谷、大湯沼等の爆裂火口を生じさせた火山活動は今も続き、地獄谷をはじめ各所で火山現象が見られるほか、我が国屈指の豊富な温泉が湧出している。

倶多楽湖は、倶多楽火山の活動により生じた直径約2.5kmの円形をなすカルデラ湖で、透明度では、摩周湖に次ぐ我が国第2位の記録(1989年、23.8m)を持つ。カルデラ内壁の自然もよく保たれており、その静かな環境や清澄な水質から神秘の湖と呼ばれている。

地獄谷や大湯沼周辺では、硫気や酸性土壌の影響を強く受けた特有の植生が発達しており、その周辺をミズナラを主とする自然林が取巻いている。来馬岳から白老岳にかけては比較的なだらかな山地を成し、ダケカンバ、エゾマツ、トドマツ等を主とする森林に覆われ、稜線部には高山植物も豊富に生育している。この山地南部の東西両山麓には、カルルスや北湯沢をはじめ数ヶ所で温泉が湧出している。

当地区の利用は南部に集中しており、北部のオロフレ山から白老岳にかけての山岳地帯の利用は少ない。登別温泉は、古くから名湯として全国にその名を知られており、年間265万人(平成19年度)の利用者があり、そのうち宿泊利用者は124万人に達している。

また、カルルス温泉や北湯沢温泉も昔から山間の静かな温泉として知られ、国民保養温泉地に指定されている。

土地所有は、登別やカルルス、北湯沢、蟠溪等の温泉地周辺が民有地となっているほかは大部分が国有林である。

保護規制計画は、地獄谷が特別保護地区となっているほか、倶多楽湖、登別、カルルス、



オロフレ山から白老岳にかけての一带と北湯沢と蟠溪をつなぐ道路沿線及び白老町と伊達市大滝区を結ぶ道路沿線が特別地域に指定されている。

## 2 管理の基本方針

### (1) 支笏洞爺国立公園の将来目標

支笏洞爺国立公園の管理に当たっては、次の5つを将来にわたる目標とする。

(ア) 多様な火山景観を維持するとともに生物多様性を確保する。

- ・ 支笏湖、洞爺湖をはじめとするカルデラ湖、羊蹄山や有珠山、昭和新山、樽前山などの火山、噴火による自然の改変と再生の営み、地殻変動の痕跡や硫気現象など火山活動を由来とした地形・地質、広大な自然林や高山植物群落、そこに生息する野生動物と一体となった優れた自然景観の適切な保全と利用を図るとともに、環境学習の場としても活用する。

(イ) 自然景観と温泉を楽しめる保養地にする。

- ・ 都市部や空港等から利便性の良い立地を保ちつつ、原生的な雰囲気が感じられる自然景観を維持する。
- ・ 散策、自転車、カヌーなどのゆったりとした利用の促進を図る。
- ・ 温泉地では秩序ある雰囲気を維持して良質な温泉を楽しめる地域づくりを目指す。

(ウ) 地域に応じた適正な利用方法により、快適な利用の環境を確立する。

- ・ 近年増えている新たなレクリエーションも含めて多種多様な自然体験活動がもたらす軋轢を解消し、地域に応じた秩序ある利用のあり方を確立する。

(エ) 環境に配慮した公園利用を推進する。

- ・ 平成20年に開催された北海道洞爺湖サミット及びJ8サミットで得られた経験を活かし、地球環境や身近な環境問題への関心を呼び起こさせる活動や低炭素化への取り組み、更なる国際化対応などを推進する。
- ・ 自然体験活動に留まらず、環境保全活動の要素を含むプログラム等を提供し、地域の自然資源の持続的な利用を推進する。

(オ) 多様な主体の参画により公園の管理を行う。

- ・ 自然環境の保全活動や公園利用施設の維持管理に当たっては、地域の活動団体や研究者、行政機関など多様な主体と連携して活動を推進する。

(2) 支笏洞爺国立公園の管理の基本方針

それぞれの将来目標を達成するため、管理の基本方針を以下のとおりに掲げる。

(ア) 本公園の特徴である様々な火山及び火山活動を由来とした原生的な自然環境を厳正に保全するため、開発行為によるこれらの改変は極力抑制する。

(将来目標 (ア)、(オ) に対応)

(イ) 人為により改変された植生の復元対策、外来種（国内移入種を含む。）対策、希少な野生動植物の保護増殖等、生物多様性の確保のために必要な施策を講じる。

(将来目標 (ア)、(オ) に対応)

(ウ) 公園利用者が日常の生活環境とは異なる火山景観や温泉現象等を身近にかつ安全に享受できるよう、また、環境学習としての場としても活用できるよう施設整備を進めるほか、地域単位等で最新の情報を提供し、自然とのふれあいの推進や新たな公園利用方策を検討する。(将来目標 (ア)、(イ)、(ウ) に対応)

(エ) 北海道洞爺湖サミットとJ8サミットでの取り組みを活かした環境配慮型施設の導入、エコツーリズム、フットパス、多言語化を含めた情報提供等リピート型・滞在型観光を積極的に施策に導入するよう検討する。(将来目標 (エ) に対応)

(オ) 関係機関、パークボランティア、NPO等の多様な主体と連携し、自然環境の保全や再生等の活動を推進するほか、公園利用者に対する情報提供の体制の確立、美化キャンペーン等地域の奉仕活動の実施により公園管理にも資する担い手の養成・支援を行うよう努める。(将来目標 (オ) に対応)

### (3) 各管理計画区の管理方針

#### (ア) 支笏湖・定山溪管理計画区

##### <保護に関する方針>

- ① 当計画区の自然を構成する火山地形、及びこれらを覆っている広大な森林地帯及びそこに、生息・生育する在来の野生動植物等が一体となって優れた自然景観を形成しており、これらの環境が将来にわたり保全されるよう風致景観の保護を図る。
- ② 特異な火山地形である樽前山や恵庭岳については、その自然景観の保護は特に厳正に行う。
- ③ 本公園の象徴的存在である支笏湖の水質保全と湖水域及び周辺の風致保護を図り、原生的な湖のイメージを維持する。
- ④ 高山植物群落が確認されている樽前山、無意根山、空沼岳等の山々及び希少な動物の生息地等については、その保護を厳正に行う。
- ⑤ 支笏湖においてのチトセバイカモの群落等、希少な動植物の生息・生育地の保全に留意する。

##### <利用に関する方針>

- ① 都市部からのアクセスが良い特徴を活かして利用者のリピーター率を高め、身近な国立公園として利用者に親しまれる地域とする。
- ② 主要な公園道路沿線は、森林景観の保全や緑化修景による回廊的道路の創出のほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図るとともに、展望地等においては、展望確保の維持管理にも留意する。また、公園入口部は、エントランスゾーンとしての空間づくりを図る。
- ③ 地域特性を活かしたエコツーリズム等を推進し環境教育の拠点とする。
- ④ 支笏湖及びその周辺地域においては、利用者が神秘的、原生的な自然環境をじっくりと堪能できるよう、滞在型の利用形態についてもこれを推進する。
- ⑤ 市街化の進んだ定山溪地区については、快適な温泉街としての環境整備を図る。
- ⑥ 利用施設に関しては、周辺環境との調和を重んじ、適切な施設整備及び維持管理を行う。また、地球温暖化対策等についても支笏湖温泉で開催されたJ8サミット開催地としての経験も活かし、CO<sub>2</sub>削減等積極的に対応するよう努める。特に環境省所管地内においては、営造的公園地区として当該国立公園のモデル地域となるよう、施設の適切な整備及び維持管理、地球温暖化対策等に対し積極的な対応を図る。
- ⑦ ビジターセンターでは、利用者が当該地域の自然への理解を深め、さらに自然に親しめるよう、展示物等の内容充実、利用者に対する適切な情報の提供、自然に親しむ各種行事の企画等を推進する。
- ⑧ 支笏湖での、動力船の乗り入れ規制の周知徹底を図る他、湖岸や園地への自動車の乗り入れ規制及び高山植生帯への歩行者の進入規制等利用者に対する誘導、規制措置を関係機関の協力のもとに適切に講ずる。
- ⑨ 地域の環境を清潔に保つとともに、野生動物の生息環境や行動等に影響を与えないことを目的として、公園利用者、施設管理者、地元清掃団体等の協力によって、美化清掃の徹底を図る。

(イ) 羊蹄山管理計画区

＜保護に関する方針＞

- ① 羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植物や地形等の一体的な保全を図る。
- ② 登山道沿線での登山者による高山植物の踏み付けや雨水・雪による浸食等から、植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。

＜利用に関する方針＞

- ① 真狩口や半月湖等の利用拠点は、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。
- ② 避難小屋を含めた羊蹄山の望ましい登山利用のあり方を検討する。
- ③ 関係機関等との連携を図り、公園利用者に対して多言語化を含めた的確な情報提供を行える体制作りを努める。
- ④ 「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。

(ウ) 洞爺湖管理計画区

＜保護に関する方針＞

- ① 当該地区特有の優れた景観となっている有珠山及びその周辺の火山地形及び火山現象を保全する。
- ② 洞爺湖の湖畔又は中島からの眺望において、前景となる湖畔林、有珠山、洞爺湖カルデラの景観を維持する。
- ③ 洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

＜利用に関する方針＞

- ① 関係機関が積極的に進めている洞爺湖と有珠山を活用した自然体験・滞在型観光を連携・協力して推進する。
- ② 特に市街化の進んだ洞爺湖温泉地区については、これ以上のスプロール化を抑制するよう関係機関と調整を図るとともに、地元の街づくりの動きと連携し地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、地区の修景緑化等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。
- ③ 湖畔を含む洞爺湖の適正な利用を推進するため、関係機関と調整を進め、無秩序な利用を防止するよう努める。
- ④ 有珠山やその周辺で噴火、有毒ガスの発生、落石等の危険のある箇所においては、利用者の危険を防止するために適切な規制や誘導方法等について関係機関と検討する。
- ⑤ 地区の美化清掃については、美化清掃実施団体による清掃活動が適正に行われるよう指導する。
- ⑥ 関係機関等が連携・協力して、利用者に対して国立公園内外の施設も含めて、的確な情報提供が行える体制作りを推進する。

(エ) 登別管理計画区

**<保護に関する方針>**

- ① 登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び倶多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。
- ② 北部の山岳地帯は、現在の自然環境の保全が図られるよう努める。
- ③ 原生的な倶多楽湖の風致の保護及び清澄な水質の保全を図る。

**<利用に関する方針>**

- ① 周囲の森林植生や火山地形を活用した自然体験・滞在型観光を地元と協力して推進する。
- ② 市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。
- ③ 地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある箇所においては、利用者の危険を防止するために適切な規制や誘導方法等を関係機関と検討する。
- ④ 地区の美化清掃については、美化清掃実施団体による清掃活動が適正に行われるよう指導する。
- ⑤ 関係機関等が連携・協力して、利用者に対して国立公園内外の施設も含めて、的確な情報提供が行える体制作りを推進する。

### 3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### (1) 特に配慮すべき風致景観及び自然環境

本公園は、活発な火山活動を続ける火山とカルデラ湖の景観を基調とする公園であり、2管理の基本方針による「将来目標」の達成に向けて、特に国立公園として配慮すべき風致景観及び自然環境を以下のとおり抽出し、対応方針を次のとおりまとめた。

##### (ア) 樽前山

樽前山は比較的短時間で山頂まで到達可能でありながら、活火山の様相、世界的にも珍しい樽前山熔岩円頂丘、高山植物を見ることができ、また展望が良いこと等により、多くの登山者が利用している。七合目から頂上にかけては、高山植物の群生地が広がり、約90種の植物が確認されている。また、火山活動の活発化に伴い外輪山内側への立ち入りが規制されたことで、外輪山内の植生については回復傾向にある。

しかしながら、多くの登山者の利用により登山道の拡幅や荒廃、高山植物の踏み荒らし、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ)の持ち込み、ゴミ等の投棄といった課題が生じている。このため、関係各機関と共に現状及び課題について情報を共有し、今後の適正管理のあり方を検討する。

また、樽前山は、多くの登山利用が行われていることから、樽前山火山砂防事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分配慮した工法を検討する。

##### (イ) 恵庭岳

昭和47年の札幌オリンピック冬季大会滑降競技の会場となった恵庭岳は、(財)日本体育協会によって、競技場跡地の復元工事が行われた。復元工事は、昭和48年から50年に植栽等の緑化工事が行われ、その後昭和61年まで保育作業が行われた。今後は、必要に応じて関係機関とともにモニタリングの実施を検討する。

##### (ウ) 羊蹄山

羊蹄山は独立峰であり、標高1,500m以上の山としては、北海道では最も南に位置する山であることから分布の南限にあたる昆虫が多く見られる。植物では370余種が確認されており、高山植物帯を含む一帯は国指定天然記念物となっている。

また、植生の垂直分布が比較的明瞭であることも特徴の一つであり、山麓から山頂に至るまで広葉樹林帯、針広混交林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯、高山帯(お花畑、ガレ場など)と変化する森林景観が見られる。

多くの登山利用者が訪れることから、登山道周辺の植生の保護に関係機関と共に努めるとともに、その美しい山容と森林生態系が維持されるよう、関係機関や学識経験者等と調整を図る。

##### (エ) 有珠山とその周辺火山

有珠山は20世紀に4回もの噴火をした活発な火山であり、噴火年代及び場所毎に噴火の痕跡となる地形や噴気現象及び植生の回復状況の移り変わり等が見られ、世界的にも貴重な地形地質資源とされている。一方、噴火後の災害復旧事業や地盤安定にかかる緑化事

業によって噴火によって生じた地形や植生が一部変化している。

また、植生の回復によって園地等の利用者から変化した火山地形が望見しにくくなることが懸念されている。自然の植生遷移によって園地等の利用者から地形地質資源が望見できなくなる恐れのある場合等には、周囲の自然環境や利用状況を考慮した上で、その保全方法について学識経験者や関係機関と協議し、連携して維持保全の方法を検討する。

なお、緑化に際しては、有珠山周辺の植生に誘導できるような工法や緑化植物種の選定を検討する。

南側火口原については、噴火後の植生や地形等の推移を見守る場として保存するよう調整を図る。

今後、有珠山については噴火等が想定されることから、重要な地形地質資源について学識経験者等と協力して、関係機関や地元 NPO 等との情報の共有化を図る。

洞爺湖温泉地区の都市計画施設の整備に当たっては、周囲の自然環境と調和した施設とするよう調整を図る。

#### (オ) カルデラ湖の水質等環境保全

##### ①支笏湖

公共用水域水質測定結果では例年トップクラスの水質を誇っており、下水処理施設の完備等、地域住民・自治体の努力により非常に良好な水質が保たれている。また、湖面での動力船規制により、閑静な湖水空間が保たれている。

今後もこの環境が維持されていくよう、関係機関とともに対応する。

##### ②洞爺湖

昭和14年に電源開発を目的として長流川から洞爺湖へ導水管が敷設され、これにより上流にある硫黄鉱山から強酸性廃水が洞爺湖に流入したため、昭和45年にはpHは5.3まで低下し、湖に生息している生物は激減した。しかし昭和47年から消石灰により硫黄鉱山廃水の中和処理を行っており、また昭和52年、平成12年の噴火による降灰によりpHは上昇し、現在はpH7程度を推移している。

また、洞爺湖温泉地区や洞爺地区の下水道化により、近年では良好な水質が保たれている。

今後も洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

##### ③倶多楽湖

公共用水域水質測定結果では、例年非常に化学的酸素要求量(COD)の数値は低く、また平成3年の自然環境保全基礎調査では透明度2.2mと全国で2番目に透明度が高いことが示され、非常に良好な水質が保たれている。原生的な倶多楽湖は、流出・流入河川もなく神秘的な湖を構成していることから、今後も引き続き、この環境が維持されていくよう、関係機関に働きかける。



## (2) 関連施策との連携

支笏洞爺国立公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく各種関連法令やそれに基づく施策によって行われていることから、関係機関、NPO、地域住民、研究者等の各主体の協力の下、さらに密接な連携に努め、効果的な推進を図る。

### (ア) 野生動植物の保護管理

本公園内では、良好な自然環境が維持され、北方系の動物が数多く生息している。一方、エゾシカ等による自然植生への影響、特定外来生物をはじめとする外来種（国内移入種を含む。）の侵入・定着による生態系への影響が懸念されている。このため、関係機関等と連携し、野生動植物の保護管理に必要な施策の導入を図る。

#### ①鳥獣保護区の指定・管理

本公園内では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき 7 箇所の道指定鳥獣保護区が指定され、鳥獣の保護と生物多様性の確保が図られている。これらは、大規模な生息地として、また森林鳥獣の生息地、集団渡来地として設定され、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、特別保護地区においては、開発行為についても規制されている。

#### ②エゾシカ対策

エゾシカの個体数は、近年増加を続けており、本公園内でも支笏湖地域を中心に道路上からも度々目撃されるようになってきている。これに伴って、樹皮の食害による森林景観への影響が懸念されるほか、道路利用者の車とシカとの衝突事故等も発生している。このため、個体数や被害状況の推移を踏まえながら、必要に応じて鳥獣関係機関等と連携し対策を検討していく必要がある。

また、洞爺湖中島に生息するエゾシカは、昭和 32 年に初めて中島に持ち込まれ、個体数は爆発的な増加と減少を繰り返している。その影響として食害により嗜好性の高い林床植生の衰退・消失が激しく、ハンゴンソウ、フッキソウなどの不嗜好植物を中心とした林床植生に変化している。

エゾシカ対策は昭和 50 年代から関係機関からなる「洞爺湖エゾシカ対策協議会」により対策が図られており、自然環境調査、生息数調査及び個体数調整が行われた。エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関により対策が検討されている。

#### ③特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている種については、本公園内では、支笏湖、洞爺湖でのウチダザリガニ、支笏湖や洞爺湖周辺の森林などでのアライグマ等が確認されている。また公園外の周辺では農家のビニールハウス栽培が多く見られ、そこで利用されているセイヨウオオマルハナバチの国立公園内への侵入が懸念される。今後、特定外来生物の公園内への侵入が確認された場合は、必要に応じて防除活動を実施する。

ウチダザリガニについては、支笏湖、洞爺湖においてグリーンワーカー事業及び防除従事者による駆除作業を行った。また、アライグマ及びオオハンゴンソウについても支笏湖周辺においてグリーンワーカー事業を実施した経緯がある。在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来種（国内移入種を含む。）の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めると共に、分布状況についてモニタリングを行い、関係機関と連携し防除等対処を行う。

#### （イ）文化財保護法に基づく自然保護施策

本公園内には、国指定特別天然記念物の「昭和新山」、国指定天然記念物の「後方羊蹄山の高山植物帯」と「登別原始林」、道指定の天然記念物「樽前山熔岩円頂丘」がある。指定された天然記念物は、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには文化庁又は北海道教育委員会の許可が必要となる。利用者の立入により自然環境に影響がある場合等について、必要に応じ関係機関と連絡・調整を図る。

#### （ウ）森林法等に基づく森林の保護施策

本公園内には林野庁所管の国有林野が9割を占め、また公有林や民有林もある。

林地の多くは保安林に指定されており、樹木の伐採や土石の採掘、土地の形質変更の行為に制限がある。

オコタンペ湖を含む一帯は、漁岳周辺森林生態系保護地域が設定されており、自然生態系の保全が図られている。なお、平成16年の18号台風による支笏湖周辺の被害地の森林復旧のための森林整備が行われている。

#### （エ）景観法施策との連携

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、国立公園の景観の保護について連携を図る。

#### （3）一般公共施設との調整

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行う。

#### 4 適正な公園利用の推進に関する事項

##### (1) 公園事業施設の利用及び維持管理

###### ・公園事業となり得る一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、公園事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行う。

##### <支笏湖・定山溪管理計画区>

###### ・公園事業施設

###### ①園地・野営場等利用

今後の公園事業施設の整備に当たっては、自然とのふれあいや自然への理解を深めるために、情報の提示やガイド等の育成、体系的な周遊プランの作成、といったソフト的対応と平行して、関係機関と共に解説施設等の充実に重点を置き、地域一体となって当該地区の魅力を紹介し、その自然環境等について楽しみながら学習できるよう努める。

特に園地や野営場、歩道においては、目的等に応じて周辺の自然環境の雰囲気考慮した規模・外観により標識類の整備を進める。

千歳、苫小牧、札幌方面から続く自転車道については、快適で安全な自転車道とするため、今後も適切な維持管理を行う。

また、施設更新の際には、ソーラーパネルやヒートポンプ等温暖化対策等の環境配慮について積極的に対応する。

###### ②登山道利用

高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ)の持ち込み(樽前山)、写真撮影や高山植物等をみるための登山道外への逸脱、軽装や無理な行程での登山といった問題が確認されている。

関係各機関と共に登山口での情報提供はもちろんのこと、ビジターセンターや地域の商店、宿泊施設、ホームページ等も活用しての情報提供及び普及啓発を進める。また、登山道からの踏み込み、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ等)の持ち込みがされぬよう掲示等による注意喚起を行うとともに、関係自治体や自然公園指導員等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

##### <羊蹄山管理計画区>

###### ・公園事業施設

当地区の利用は、4箇所の登山口からの登山と真狩口、半月湖(倶知安口)での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

###### ①登山道利用

羊蹄山の登山道は山麓の真狩口、倶知安口、京極口、喜茂別口の4箇所の登山口からほぼ直線的に山頂部へ至り、標高毎の植生や眺望の変化を探勝できる。また頂上は大小の火口の縁が登山道となっており、高山植物が鑑賞できる。

一般の登山者では登り5~6時間、下り4~5時間を要し、時間的体力的に厳しい登山

コースとなっているものの、登山に関する知識や羊蹄山に見合った体力や装備を持たない登山者が多い現状にある。九合目に位置する避難小屋では緊急時の避難以外だけでなく休憩や宿泊拠点として多く利用がなされている。そこで、各登山口において適切な情報提供を図るとともに、近年増加している外国人登山者に対応するため情報の多言語化を進める。

避難小屋の老朽化に伴う建て替えについては、羊蹄山全体の登山利用とも密接に関連するため、小屋の規模や機能だけでなく登山利用のあり方や対応策を関係機関等と検討する。

登山道の一部には拡幅や浸食が起きていることから、関係機関等と連携してその概況把握に努め、被害状況や危険箇所については関係自治体との情報共有を図る。また、登山道からの踏み込み、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ等)の持ち込みがされぬよう掲示等による注意喚起を行うとともに、関係自治体や自然公園指導員等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

#### ②キャンプ、散策探勝

真狩口には、登山及びキャンプを楽しむ目的の野営場、多目的の運動場、周囲の動植物を解説している森林学習展示館がある。また倶知安口では半月湖を周回する散策路と登山目的の野営場がある。

利用者が静穏な環境の中で自然を鑑賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設の充実に努める。

### <洞爺湖管理計画区>

#### ・公園事業施設

今後の公園事業施設の整備に当たっては、自然への理解とふれあいを深め、地域の目指す滞在型利用を推進するため、徒歩や自転車で回れる探勝路、園地、解説施設等の整備に重点を置くように努める。特に各地区を歩いて巡るフットパスルートや洞爺湖有珠山ジオパークにかかる統一的な標識類の整備に協力し、地域が一带となって歩いて楽しめる地域づくりを関係機関と連携して取り組む。

北海道洞爺湖サミットを契機とした省エネルギーや木質バイオマスを積極的に活用した環境配慮型施設や交通手段の低炭素化を推進し、環境配慮先進事例となりうる自然公園のあり方を検討する。

また、洞爺湖の湖上利用については、新たに公共的な係留施設の整備を検討する等適正な湖上利用の促進について関係機関と連絡調整を図る。

### <登別管理計画区>

#### ・公園事業施設

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。

市街化の進んだ登別温泉街については、南北に貫く道道のバイパス道路と泉源公園を中心に、間欠泉などの温泉に気軽に触れあえる施設の充実に図り、地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適で温泉保養地らしい魅力づくりに努める。道路のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等街

の整備が進められており、今後もこれに積極的に協力し関係機関に指導助言を行うとともに、河川敷や公共施設の敷地等においては積極的に緑化修景が図られるよう働きかける。

また、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を採勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定及び維持管理等について関係機関と取り組む。

## (2) 利用の制限・誘導

### (ア) プレジャーボート等の乗り入れ

支笏湖においては平成18年度より、湖全域での動力船の乗り入れ規制が行われ、規制以前と比べ、格段に閑静で神秘的な湖となった。今後は許可要件を満たした動力船や適用除外の動力船についても、さらに対応が可能か関係者と共に検討をしていく。

洞爺湖においては、プレジャーボートの利用にかかる騒音や悪質な運航、事故防止への対策として、「洞爺湖町水上レジャー対策協議会」及び「壮瞥町水上レジャー対策協議会」にて運航のローカルルールを定め、秩序ある湖面利用が図られるようその周知と遵守活動を行っている。今後はルールの徹底が図られるよう、必要に応じて同協議会と協力する。

倶多楽湖ではその良好な水質を保全するため、動力船は安全上及び漁業に伴う場合を除き使用しないよう関係団体に指導する。また、プレジャーボートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

### (イ) 湖岸の適正利用

洞爺湖の湖畔林や湖岸園地では、近年無秩序な自動車の乗り入れや野営による踏み荒らし、ゴミの散乱が目立っているため、この防止対策について「洞爺湖遊漁船対策協議会」等において検討を進める。

また、プレジャーボート等を利用して野営場指定地以外でのキャンプやバーベキューの実施、違法な小屋や栈橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えるとともに風致上の支障もあるので、その規制や秩序ある利用の推進について「洞爺湖適正利用推進連絡協議会」等において関係機関と協力を図りながら必要な対策を講じる。

### (ウ) スノーモビルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、無意根山、樽前山及び羊蹄山が乗入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力のもと、パトロール、標識設置や広報活動を行う。

### (エ) ゴミの持ち帰り

ゴミの散乱や残飯の放置等は、野生動物の行動に影響を及ぼすことがあることから、歩道や登山道でゴミの収集管理ができない場合にはゴミ箱は設置せず、看板の設置や利用者への指導により、関係機関と連携して、利用者に対しゴミの持ち帰りを促す。

また、ゴミが放置されていることにより、さらなるゴミの投棄が誘因されることのないように努める。

(オ) スtockキャップの使用の徹底

近年登山、トレッキングでのストックの使用が増えているが、ストックの先端が鋭利であり、登山道、探勝路等の路面を削ったり、丸太階段等に傷を付けることとなるため、登山道等施設の保全と周辺植生の保護のため、ストックを使用する際はキャップをつけるよう普及啓発を図る。

(カ) 植生の保護

高山植物群落の盗掘や踏み荒らしを防止するため、高山帯においては特に歩道以外への立入を禁止するよう関係機関と調整を図る。

(キ) 利用者の安全対策

火山活動の活発な樽前山、有珠山、地獄谷とその周辺では噴火、硫気や蒸気の噴出、落石等から利用者の危険を防止するため、常に調査研究機関及び関係機関等からの情報の収集に努めるとともに、適切な規制や誘導方法、防護設備等について検討する。

特に有珠山は平成12年の噴火から9年を経過し、現在活動は沈静化してはいるものの極めて活動的な火山であり、噴火以外にも有毒ガスや土砂崩壊、泥流の発生等の危険性が高い。今後の噴火に備え有珠山火山防災マップを参考に、公園利用者等の避難誘導等、火山災害への対応を準備していく。

落石、転落等の危険のある個所には、安全柵や立入防止柵、注意標識を設置する等利用者の危険を防止するための対策について関係機関と調整を図る。

(ク) 新たな利用形態への対応

近年、本国立公園の周辺では登山道でのマウンテンバイクの走行やトレイルランニングといった新たな利用形態がみられる。これらについて本公園内では、一般利用者の散策や登山利用の妨げ、植物の踏み荒らし、登山道路面の損傷等の恐れがあることから、関係機関等と協力して、必要に応じ利用規制の注意指導や周知広報を行う。

(3) 普及啓発

(ア) 環境教育の場の提供

- ① 国立公園の中にある火山、森林、湖沼、典型的な地形地質が観察できる場所等において、周遊型観光にとどめることなく自然に対する理解を深められる適地には、その特徴等を示す解説板や誘導標識などの必要な施設の設置を検討する。
- ② 国立公園の多様な自然景観を通じて、自然の大切さを学習する場としても活用されるよう自然とのふれあいを推進する。
- ③ 自然情報の提供や自然とのふれあいを推進するだけでなく、体験学習や外来種（国内移入種を含む。）の防除などの環境保全活動への参加といった自然体験を提供するよう関係機関と連携を図る。

(イ) 関係機関等との連携の強化

- ① 植物の開花状況、多様な自然環境を訪れる野鳥や渡り鳥の飛来状況等の様々なリアルタイムの自然環境情報を一体的に発信できるよう、関係機関、パークボランティアや自然公園指導員等が連携し、それらの情報を集約する。また、公園利用に係る課題についても共有化し、解決に向けた地域ルールの策定等連携して対処する。
- ② 集約した情報や関係機関の調整による地域ルールは、現地のビジターセンター等で発信するほか、道の駅、観光協会、旅館組合、地域広報誌等を通じて広く公園利用者に情報提供できるよう協力を求める。また、支笏洞爺国立公園のホームページにも掲載する等、幅広く発信するよう努める。
- ③ ビジターセンターのない地域では、昭和新山パークサービスセンター、登別パークサービスセンター、羊蹄山真狩口の森林学習展示館に、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実を図るよう協力を求める。
- ④ 洞爺湖有珠山周辺地域は、地形や地質、火山活動の痕跡などの自然資源を保全し、地球科学の普及と教育を行ってジオツーリズムによる地域振興に活用する「世界ジオパーク」に認定された。今後、本公園と関連のある取り組みについては、洞爺湖周辺地域エコミュージアム連絡協議会と協力し連携を図る。

(ウ) 自然観察会等の環境教育に資するソフトの充実

- ① 「自然に親しむ運動」の期間を中心に、関係機関と協力しながら、自然観察会を実施する。その際には、観察テーマによりバリアフリーの精神を取り入れた自然観察会の実施にも努める。
- ② パークボランティアやビジターセンタースタッフによる自然解説やセルフガイドパンフレットなどを通じて、公園利用者に対する普及啓発に努める。また、パークボランティア相互に研鑽が図れるよう研修活動を支援する。
- ③ 学校教育活動、社会教育活動をはじめ、他機関が実施する自然に親しむ活動や人材育成活動等に積極的に協力する。

(エ) 外国人利用者への対応

北海道洞爺湖サミットの開催の経験を活かして、展示や標識類、パンフレット等について、英語をはじめ近年増加している東アジア圏も含めた多国語表記の推進を図る。特に登山や自然探勝など野外での事故防止や緊急時に対応できるよう注意標識や案内標識には配慮する。

5 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 支笏湖・定山溪管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

・特別地域に係る取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料を使用する場合はこの限りではない。</p> <p>外壁の色彩 クリーム色、焦げ茶色、灰色等の中間色又は自然材料を生かしたものとし、落ち着いた外観とする。</p> <p>修景緑化等 敷地内の空地は、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木を使用するか、これが困難な場合には道内産自生種の樹木(以下「地域産樹木又は道内産樹木」という。)等により修景緑化を行う。</p> <p>その他 複数以上の建築物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p>
(2) 道路	全域	<p>ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>法面の緑化については、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物(以下「地域産植物」という。)の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には道内に自生する植物(以下「道内産植物」という。)による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内に自生する植物(以下「国内産植物」という。)等による緑化を行う。</p> <p>廃道敷地等については、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p>



(3) 電柱	全域	<p>電線路は主要道路のうち風致の保護上重要な区間(支笏カルデラ内の支笏湖岸付近、札幌中山峠線の中山峠付近等)及び公園利用上重要な園地、舟遊場、野営場の施設区における既存電線路の新改増設等については、原則として地下埋設とする。</p> <p>電柱の色彩は公園利用施設から望見される場合、焦げ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致に調和するデザインの場合はこの限りではない。</p> <p>架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。</p>
(4) アンテナ送受信鉄塔	全域	<p>可能な限り既存鉄塔等に共架する。</p> <p>原則として公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。鉄塔の色彩は、原則として焦げ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。</p>
(5) 河川、治山及び砂防施設等	全域	<p>公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧張りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> <p>施設設置に当たっては、極力生態系への影響を軽減するよう努める。</p> <p>斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には、道内産植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。</p>
(6) その他の工作物	全域	<p>色彩は原則として灰色又は焦げ茶色とする。ただし、特殊な用途の工作物についてはこの限りではない。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>地域の施業方針にのっとり、今後とも豊かな森林景観が保全されるよう配慮する。</p> <p>主要な利用拠点及び道路沿線においては、自然林の保全や人工林の複層林化等による風致に配慮した森林施業を実施する。</p>
3 鉱物の掘採及び土石の採取	全域	<p>業として行う大規模な鉱物の掘採及び土石の採取は認めない。</p> <p>以外の場合において、採取に当たっては周辺土壌、流域河川及び湖沼へ土砂や有害物質等が流出しないよう十分配慮する。</p> <p>建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。</p>
4 広告物	全域	<p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。</p> <p>設置個所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点等に誘導標の設置を認めるが、多数設置される場合は、集合看板とする。</p>

		<p>ウ 屋根への設置や表示は認めず、壁面表示についても必要最小限とする。</p> <p>要件</p> <p>ア 色彩は、原則として焦げ茶色に白文字を基調とする。ただし、関係行政機関が設置する案内看板及び解説看板に関してはこの限りではない。</p> <p>イ 自然材料（木材又は石材）を用いる等、地域の自然と調和するデザインとする。</p> <p>その他</p> <p>老朽化等により支障を来すもの、掲示内容が読みづらくなったものについては、撤去又は補修等を指導する。</p>
5 水位水量の増減	支笏湖	<p>支笏湖の水は、明治43年に王子製紙（株）の千歳第1発電所が完成して以来、滝の上の取水堰により、発電、灌漑、養魚等の用水として利用されている。これらの行為については、湖水域の景観保持のため、関係機関と緊密な連携を図る。</p>

・普通地域に係る取扱方針

行為の種類	地区	取 扱 方 針									
1 工作物 (1) 建築物	定山溪	<p>前記「特別地域に係る取扱方針」の「建築物」と同様の取扱いとする。</p> <p>建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">建ぺい率(%)</td> <td style="text-align: center;">容積率(%)</td> </tr> <tr> <td>市街化区域商業地域</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> </table> <p>（建ぺい率及び容積率は建築基準法による。）</p> <p>建築物の高さは30m以下とする。ただし、既存建築物の高さが30mを超えているものについては、現状以下とする。</p> <p>大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景保護上の違和感を軽減するよう努める。</p>		建ぺい率(%)	容積率(%)	市街化区域商業地域	80	400	上記以外の地域	60	200
	建ぺい率(%)	容積率(%)									
市街化区域商業地域	80	400									
上記以外の地域	60	200									

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

スキー場事業を除く各事業において、建築物は前記5、(1)(ア)1、(1)建築物と同様とする。

また、宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。

イ 支笏湖集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 宿舍	支笏湖の湖畔では最大の収容力を有しており、老朽化した施設も多い。地区全体の風致保護を考慮し、湖畔において落ち着いた雰囲気を持しつつ施設の改善及び充実を図る。 建築物の高さを13m以下とし、湖畔側の修景植栽について特に配慮する。 また、温暖化対策等に努めるとともに、有限である温泉資源の利用に当たっては、有効に活用するよう努める。
2 園地	当園地は支笏湖地区を訪れる利用者にとって入口部分にあたる。集団施設地区計画に基づき、公共の園地、園路、広場、緑地等を整備する。その際、落ち着いた雰囲気を維持しながら、ビジターセンターと一体的に自然体験学習の場としての利用を促進するよう、周囲の自然環境と一体感のある解説板の設置等、適切な整備に努める。展望地においては展望確保の維持管理に努める。 また、付帯施設に関しては温暖化対策等への対応に努める。
3 野営場	支笏湖南東に位置するモラップ地区内にある環境省の野営場である。水辺利用や自然観察をゆったりと楽しむことができる拠点づくりを進めていくため、さらに適切な維持管理を行う。 なお、野生動物の行動等に影響を及ぼすことがないようゴミの取扱い等利用者のマナーについても普及啓発をしていく。
4 駐車場	支笏湖周辺で最大規模の駐車場である。 敷地内の緑化及び適切な維持管理を行うとともに、利用者に快適な利用環境を提供するよう努める。
5 給油施設	商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は周辺自然景観との調和に配慮する。
6 船舶運送施設	支笏湖温泉を基地に、遊覧船による湖半周コースを運行し、さらにモーターボートによる遊覧や貸しボートなどの事業を行っている。利用者のニーズに対応し、静穏で原生的な支笏湖のイメージを損なわないよう配慮しつつ、必要な船舶、施設の整備を図り、モーターボート利用の拡充は極力抑える。 建築物の高さは10m以下とする。

7 給水施設	支笏湖の湖畔では最大の収容力を有する宿泊施設をはじめ各利用施設に給水し、施設の充実を図ってきており、今後とも適切な維持管理を図る。
8 排水施設	支笏湖及び千歳川の良い水質を今後とも維持管理するため、施設の適切な維持管理を行う。
9 博物展示施設	支笏湖を訪れる利用者に対し、主に当地域の自然情報を中心に人文・観光に関する情報を提供するセンターである。関係機関や地域とも協力しながら自然解説及び普及啓発活動の拠点として、サービス向上等ソフト面での対策を強化する。また、温暖化対策等については、積極的に対応する。
10 動物繁殖施設	ヒメマスの保護増殖、監視のための施設の適切な維持管理を図る。

#### ウ 単独施設等

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	<p>取扱いについては、前記 5、(1)(ア) 1、(2)道路の～と同様とし、下記～を満たすものとする。</p> <p>防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩は原則として焦げ茶色とする。ただし、地区毎に統一的に定められた色彩がある場合はこの限りではない。その他スノーシェッド、落石防止柵等の工作物の色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>擁壁等の工作物は自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロック等を使用する。</p> <p>道路設置に伴い排出される排水については、これが水域や土壌に影響を与えることがないように、適切に処理をすること。</p>
	小樽定山溪線	定山溪と小樽市を結ぶ道路である。沿道の修景に配慮する。
	定山溪ダム線	定山溪と定山溪ダムを結ぶ道路である。定山溪ダムからの眺望を考慮し、沿道の修景に配慮する。
	札幌中山峠線	札幌方面より定山溪を経て、洞爺湖、道南方面へ至る幹線道路である。薄別から中山峠の間は、広大な自然林の中を通過しており、沿道の森林植生の保護と展望駐車場の整備に留意する。また、この区間は急峻な地形の箇所があり、法面保護施設及び落石や雪崩の防止施設等整備に当たっては、自然環境との調和に配慮する。
	支笏湖南湖畔線	<p>支笏湖を南岸沿いに周回し、洞爺湖方面に至る幹線道路である。路傍駐車場の展望地点については、関係機関との調整により展望確保の維持管理を行うとともに、解説標識等の充実を図る。</p> <p>当該道路沿いは、カルデラ地形の支笏湖と周辺樹林との湖岸景観が優れた区間を通過しており、当該道路沿いの車窓景観の維持に努める。</p>

	樽前山登山線	支笏湖南湖畔線から分岐し、樽前山七合目へ至る未改良の道路である。沿道の樹木の保護に配慮した対応をする。
	札幌支笏湖線	札幌方面より支笏湖方面へ至る幹線道路である。札幌からポロピナイ間は自転車道が整備されており、今後ポロピナイから支笏湖温泉間の自転車道整備について配慮する。 なお、この区間は湖に向かって急勾配であり、検討に当たっては十分な環境調査を実施する。
	支笏湖西湖畔線	オコタンペ湖とオコタン、美笛を結ぶ道路である。 現在通行止の美笛、オコタン間の改良に当たっては、支笏湖への排水や地形改変等を環境影響調査により十分検討の上、再開の可能性を関係機関と共に検討する。 また、恵庭岳の西山麓部を通過する区間は、地形が急峻で長大法面が連続しているため、落石防護対策等が必要となる状況が想定されるが、その際には周辺環境との調和、湖沼や河川への土砂の流入等周辺生態系への影響に十分配慮した形での工法を取るものとする。 オコタンペ湖の展望台から湖方向については、樹木の生長により、展望が妨げられており、展望確保のあり方について、関係機関と検討する。
	丸駒温泉線	札幌支笏湖線のポロピナイより分岐し、丸駒温泉へ至る道路である。緑のトンネルとなっている現在の景観を維持するため、改良に当たっては、沿道の樹木の保護に配慮する。
2 道路(歩道)	全域	標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。
	無意根山線	薄別より無意根山に至る登山歩道である。中腹の大蛇が原湿原や頂上下の稜線部等については、登山者の踏圧等により湿原や高山植物の消失、裸地化が進行しており、木道の設置等保護対策を図る。
	札幌岳線	札幌岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの眺望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。
	豊平峡線	豊平峡入口の野営場から豊平峡沿いに豊平峡ダムへ至る探勝歩道であるが、現在は法面崩壊により通行不能となっている。今後の取扱いについて、関係機関と検討する。
	空沼岳線	空沼岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの眺望に優れているため、利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。
	恵庭岳線	ポロピナイから恵庭岳八合目へ至る登山歩道である。眺望の良さで知られている。登山口や登山歩道の整備(悪路部の改良、サ

		サの刈り払い)等を図る。									
	苔の洞門線	樽前山麓の森林内を通り苔の洞門の入口に至る1kmほどの歩道である。歩きながら学習ができるよう、解説看板等を適切に配置する。									
	丸駒温泉オコタン線	オコタンと丸駒温泉を結ぶ探勝するための歩道として整備を検討する。									
	北海道自然歩道線	支笏湖温泉とモラップ間を結ぶ自然探勝歩道が整備されているが、平成16年以降の台風による風倒木、路体・法面崩壊等により、途中区間が閉鎖されている。利用性の高い歩道であり、歩道の再開について利用者の安全性や工法等を含め関係機関と検討する。									
	樽前山線	樽前山七合目から外輪山の稜線に至り、外輪山を一周する登山歩道である。晩春～秋までは七合目まで車で行くことができ、そこから山頂まで1時間足らずで到達可能ながら、活火山のダイナミックさや世界的にも珍しい溶岩円頂丘が見られるため、利用者が非常に多い。一方で地質的に脆いこともあり登山道の拡幅・崩壊等が確認されていること、イワブクロ(タルマイソウ)等豊富に見られる高山植物が踏み荒らされる等、過剰利用が懸念される。さらに、気軽に登れる、というイメージが先立ち、軽装・無理な行程での登山者も多い。 このような状況を踏まえ、今後関係各機関や有識者との調整の上、注意板等による登山口部分での必要な情報の提供、高山植物や登山道保全のためのロープ等を、周辺環境に配慮した上で設置する。									
3 宿舎	定山溪温泉	建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>建ぺい率(%)</th> <th>容積率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域商業地域</td> <td>80</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>60</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> (建ぺい率及び容積率は建築基準法による。) 建築物の高さを平均地盤面(建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面)から本屋60m以下とし、落ち着いた外観、意匠及び修景植栽等により、温泉地にふさわしい街並みづくりを図る。 大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景景観上の違和感をなくすよう配慮する。		建ぺい率(%)	容積率(%)	市街化区域商業地域	80	400	上記以外の地域	60	200
	建ぺい率(%)	容積率(%)									
市街化区域商業地域	80	400									
上記以外の地域	60	200									
	丸駒温泉	湖畔の一軒家の温泉宿舎にふさわしい雰囲気を持続する。 建築物の高さを13m以下とし、湖畔側には、周辺の植生状況に応じて、地域産樹木又は道内産樹木により修景緑化を行うとともに排水処理施設の整備に特に留意する。									
	オコタン	支笏湖最奥の環境にふさわしい宿舎とする。 建築物の高さを13m以下とし、湖畔側には、周辺の植生状況									

		に依じて、地域産樹木又は道内産樹木により修景緑化を行うとともに排水処理施設の整備に特に留意する。
4 園地	全域	転落や落石等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の危険の防止のための施設の整備を図る。今後も適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。
	定山溪温泉	豊平川沿いに整備されている園地及び散策歩道である。沿道には自然林が残されており、市街化の進んだ当地区にあつては、貴重な緑地であるとともに、公園利用上も重要であるので、散策歩道等の整備を図る。 また、一部区間において、法面崩壊があり、十分な危険防止対策を講ずる。
	定山溪ダム	定山溪ダムサイト直下に位置し、芝生園地、園路、休憩所等が整備されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。
	豊平峡	豊平峡ダム湖の展望、休憩園地である。サインや案内板等の整備を進める。また、地域産植物又は道内産植物による緑化や老朽化した施設の更新等により、人工構造物がより周辺景観と調和するよう配慮する。建築物の高さは13m以下とする。
	ポロピナイ	支笏湖周辺では舟遊び等水辺利用が最も盛んな地区である。親水空間の維持・確保を行い、建築物の高さは現在の休憩舎の高さ程度に留める。
5 野営場	全域	キャンプは自然とのふれあいを図るため、支笏湖地区で今後とも推進すべき公園利用方法の一つである。利用タイプ等各地区の野営場の特色を出すよう、施設の改善を図る。 また、排水処理施設についても留意する。 なお、野生動物の行動等に影響をおよぼすことがないようにゴミの取扱い等利用者のマナーについても普及啓発をしていく。
	豊平峡	豊平峡の入口に位置しており、家族利用を主体とした札幌市営の野営場である。周辺の良い自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの場としての施設の整備を図る。
	オコタン	支笏湖の北西に位置する民営の野営場である。閑静で落ち着いた環境が人気であり、今後とも周辺の良い自然環境の保全に配慮しつつ、老朽化した施設については更新等を検討する。
	ポロピナイ	支笏湖の北東に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、今後の取扱いについて関係機関と検討する。
	美笛	支笏湖の南西に位置する千歳市営のオートキャンプ形式の野営場で、家族利用が多い。美笛川周辺の良い自然環境の保全に配慮しつつ、川や周辺の森林での自然とのふれあいの場として、特に自然観察会等ソフト面での対応を検討していく。

6 避難小屋	樽前山七合目	<p>車道の終点に当たる七合目に苫小牧市により整備されており、登山基地として重要な位置にある。</p> <p>老朽化への対策とともに、発電機等に関し、環境配慮型への転換を検討する。</p>
7 舟遊場	支笏湖・オコタン・丸駒温泉・美笛・ポロピナイ	<p>手こぎボート等の利用を主体とし、モーターボート利用については極力抑える。ボートの形状は極力単純で華美でないものとし、色彩は過度に派手なものは避けるよう努める。</p> <p>建築物の高さを10m以下とする。</p>
8 駐車場	苔の洞門	<p>苔の洞門入口に位置する北海道整備の駐車場であり、今後とも適切に維持管理をしていく。</p>



(2) 羊蹄山管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	倶知安町地内の私有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。 屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。 屋根の色彩 原則として焦げ茶色とする。 外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。 修景緑化等 敷地内の空地は、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。
(2) 道路	全域	ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。 法面の緑化については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の使用の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には道内産植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。 廃道敷地等については、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。
(3) 電柱		利用拠点及び利用動線周辺の既存電線路の新改増設については、原則として地下埋設とする。 電柱の色彩は公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。 架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。
(4) アンテナ送 受信用鉄塔		可能な限り既存鉄塔等に共架する。 原則として公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。鉄塔の色彩は、原則として焦げ茶色とし、山稜線から

		突出する場合は淡い灰色とする。
(5) 治山及び砂防施設		公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。 斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化方法については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には、道内産植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。
(6) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色又は焦げ茶色とする。ただし、特殊な用途の工作物についてはこの限りではない。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 土石の採取	全域	建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。
4 広告物	全域	原則として、自然材料(木材又は石材)のものとし、表示面は材料素地(焼き上げも可)に白色又は黒色、又はその中間色の文字等とする。ただし、木材保護のために着色塗装する場合は、材料素地に近い仕上げとする。 表示面においてやむを得ず木材・石材の使用が困難な場合については、地は焦げ茶色とする。なお、関係行政機関が設置する案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りではない。

#### (イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

#### ア 共通事項

各事業において、建築物は前記5、(2)(ア)1、(1)の～と同様とする。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記5、(2)(ア)1、(6)及び5、(2)(ア)4と同様とする。

宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。

#### イ 真狩口集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 宿舍	当集団施設地区は羊蹄山地域の滞在型利用拠点であり、登山及び周辺の自然探勝の基地として村営の宿舍が整備されている。施設の規模は現状程度に留める。
2 園地	真狩口の日帰り利用者等の自然探勝や野外レクリエーション、保健休養に資

	<p>する拠点及び羊蹄山登山者のための基地として、休憩舎、東屋、公衆便所、駐車場等が整備されている。</p> <p>また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後は、これらも合わせて羊蹄山地区での自然ふれあい活動の促進や羊蹄山登山の情報提供を充実するよう整備拡充を図る。なお、再整備に当たっては、羊蹄山の展望の妨げとならないよう配慮する。</p>
3 野営場	<p>登山者とキャンプそのものを楽しむ利用者のために広く利用されている。</p> <p>環境省により平成19・20年度に施設の充実とともに、新たに真狩登山センターを整備した。今後は登山者に対して適切な登山情報を発信するとともに、利用者に快適な利用環境を提供する。</p>
4 運動場	<p>真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート(3面)、丸太運動施設、公衆便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p>

#### ウ 単独施設等

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	<p>取扱いについては、前記5、(2)(ア)1、(2)～と同様とし、下記及びを満たすものとする。</p> <p>防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。</p>
	倶知安口線	<p>半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後とも適切な維持補修を図る。</p>
	真狩口線	<p>羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るため地域産樹木又は道内産樹木による植え替えに努める。</p>
2 道路(歩道)	全域	<p>高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。標識類については老朽化しているものも目立つため、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。</p>
	倶知安口登山線	<p>羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上を一周するコースは、転落の危険があり、危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備(取替えを含む。)を図る。</p>

	喜茂別口登山線	頂上への最短ルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	京極口登山線	比較的短時間で頂上に到達できるルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	北海道自然歩道線	真狩口から九合目の避難小屋に至るルートと倶知安口の半月湖を周回するコースである。八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険箇所の修復や迷いやすい地点での指導標の整備を図る。半月湖の周回コースは利用状況に応じ、周囲の風致との調和を図りながら探勝するための歩道として整備充実を図る。
	真狩口見晴線	真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長2.5kmの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。 羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。
3 園地	半月湖	落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。倶知安口線道路（車道）から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅2m程の探勝するための歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備に留め、風致景観の維持に十分留意する。
4 野営場	半月湖	登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、公衆便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。
5 避難小屋	羊蹄山	北海道が昭和47年に九合目に設置し、年間一千人程の利用者がある。施設管理は北海道が行い、自然保護監視活動、利用者指導等は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が行っているが、経年の風雪による老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関と再整備等の検討を図っていく。

(3) 洞爺湖管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。  
 なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>洞爺湖を周回する道路(洞爺湖回遊線)の湖側(洞爺湖集団施設地区、財田集団施設地区及び洞爺地区の行為の許可基準の特例区域を除く。)及び昭和新山地区の道路より昭和新山側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めない。洞爺湖見晴線の湖側においては、洞爺湖の外輪山山稜線、中島及び湖面並びに月浦の田園地帯の展望の妨げとなる施設は原則認めない。ただし既に設置されている建築物については、この限りではない。</p> <p>なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する洞爺湖温泉地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いたある街並みづくりを図る。</p> <p>屋根の形状                      原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。ただし、洞爺湖温泉東部地区、洞爺湖温泉西部・壮瞥温泉地区、洞爺地区の行為の許可基準の特例区域内における10㎡程度以下の車庫、物置などを除く。</p> <p>屋根の色彩                      原則として焦げ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>外壁の色彩                      原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>修景緑化                      建築物の周囲(特に道路側)には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p>
(2) 道路	全域	<p>ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>法面の緑化については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には道内産植物による緑化を行う。さらに、</p>

		<p>これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。</p> <p>廃道敷地等については、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>洞爺湖温泉地区における道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、修景緑化、街路灯のデザイン統一等で美しい街並みの創出を図る。</p>
(3) 電柱	全域	<p>原則として洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）の湖側においては新設を認めない。また、利用拠点及び主要利用動線周辺における既存電線路の新改増設などにおいては、原則として電線路の地下埋設化を進める。</p> <p>公園利用施設から望見される場合、電柱の色彩は焦げ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。</p> <p>架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。</p>
(4) アンテナ送受信鉄塔	全域	<p>可能な限り既存鉄塔等に共架する。</p> <p>主要展望地周辺等において、有珠山、昭和新山及び洞爺湖を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのない位置に設置するものとする。</p> <p>鉄塔の色彩は原則として焦げ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。</p>
(5) 河川、治山及び砂防施設	全域	<p>公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> <p>サクラマス等の魚類の遡上が見られる箇所ダム、床固工等を設置する場合は、魚道の設置を行う等必要な措置に努める。</p> <p>斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の自然侵入を促す（人為的に植物の導入を行わない）植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には、道内産植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。</p>
(6) その他の工作物	全域	<p>色彩は原則として灰色又は焦げ茶色とする。ただし、特殊な用途の工作物についてはこの限りではない。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域については、風致への影響が少ない施業方法とする。</p>
3 土石の採取	全域	<p>建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。</p>
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	<p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置箇所や要件については次のとおりとする。</p> <p>設置箇所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には</p>

		<p>設置を認めない。</p> <p>イ 施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。</p> <p>ウ 原則として洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）から湖側の展望の妨げにならないようにする。ただし、仮設の場合を除く。</p> <p>要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、焦げ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。特定の商品名やスポンサー名の掲示は、原則として行わない。</p> <p>イ 自然材料（木材又は石材）を用いる等、自然と調和したデザインとする。</p>
(2) 公共的広告物	全域	<p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>設置箇所</p> <p>利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>要件</p> <p>色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、関係行政機関が地区毎に地方環境事務所と協議の上、別途統一的に定める場合はこの限りでない。材料については自然材料（木材又は石材）を用いる等、自然と調和したデザインとする。</p>

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

各事業において、建築物は前記5、(3)(ア)1、(1)の～と同様とする(洞爺湖集団施設地区及びスキー場事業を除く)。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記5、(3)(ア)1、(6)及び5、(3)(ア)4、(2)と同様とする。

宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。

イ 集団施設地区

(1) 洞爺湖集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1 宿舍	<p>洞爺湖や有珠山の優れた自然環境と温泉資源に恵まれ、また、函館と札幌を結ぶ観光ルート上に位置すること及び札幌をはじめ大都市からの到達性がよいことから、登別と並ぶ最大の利用拠点として年間約74万人(平成19年)の宿泊利用者がある。当地区は高層ホテルが建ち並び、市街地を形成している。今後は、多様化する利用者のニーズに合わせて通年で長期滞在型の保養基地化を図ることを目的として、個々の宿泊施設の充実ばかりでなく、美しく落ち着いた街並みづくりの観点からも十分指導するものとする。なお、洞爺湖の水質を保全するため、汚水排水処理は公共下水道を使用する。</p> <p>建築物の高さは、最高36m以下、本屋の高さ(最上階の屋根の高さ)30m以下とする。ただし、既存の建築物でこの高さを超えているものについては最高部、本屋の高さとも既存の高さ以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯(緑地帯)を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>また、湖に面する施設は、壁面線を湖側敷地境界から5m以上離れていることとする。</p> <p>さらに、温暖化対策等についても、対応に努める。</p> <p>デザインや色彩は以下のとおりとする。</p> <p>屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>修景緑化 建築物の周囲(特に道路側)には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域産植物又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p>



2 園地	<p>園路や芝生広場、公衆便所等が北海道と洞爺湖町により整備されている。</p> <p>湖畔の散策や風景観賞、休養利用のための園地として位置付けて、施設の整備を図る。さらに湖と市街地との緩衝地帯としての機能を併せ持たせるため、今後はさらに地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>また、付帯施設については、温暖化対策等への対応に努める。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)イ、(1)、1の ~ と同様とする。</p>
3 舟遊場	<p>今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)イ、(1)、1の ~ と同様とする。</p>
4 駐車場	<p>洞爺湖温泉の中心部に位置し、利用度は高い。施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)イ、(1)、1の ~ と同様とする。</p>
5 給油施設	<p>商標の掲出は必要最小限とする。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)イ、(1)、1の ~ と同様とする。</p>
6 排水施設	<p>洞爺湖の汚濁防止のために整備された洞爺湖温泉の公共下水道である。今後とも適切に施設の維持管理を継続していく。</p>
7 自動車運送施設	<p>洞爺湖温泉の中心部に位置し、各方面を結ぶ公共交通拠点となっている。施設の規模は現状規模に留める。</p>
8 船舶運送施設	<p>棧橋等の施設は、既存の設置個所以外には認めないこととする。付帯の休憩所等の改築に当たっては洞爺湖及び中島の自然環境に調和するよう配慮する。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)イ、(1)、1の ~ と同様とする。</p>
9 博物展示施設	<p>洞爺湖地域の情報発信、自然学習のみならず、洞爺湖周辺地域エコミュージアムやジオパークの中核施設として、火山を中心とした総合的な活動拠点機能を充実する。また団体利用者や外国人利用者に対しても自然情報の提供など更に適切な対応に努める。</p> <p>温暖化対策等については、積極的に対応する。</p> <p>建築物のデザインや色彩については前記 5、(3)イ、(1)、1の ~ と同様とする。</p>

## (2) 財田集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1 野営場	<p>環境省がフリーテントサイトを、洞爺湖町がオートキャンプサイトなどを整備した。多様なニーズに応え、快適な自然体験活動拠点として施設の充実を図る。施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。</p> <p>また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。</p>

2 博物展示施設	自然体験活動の拠点として環境省が整備した。関係団体等からなる協議会形式によって、洞爺湖博物展示施設と一体的に運営されている。周辺の自然環境を活用した体験活動のメニューの充実を図る。 温暖化対策等については、積極的に対応する。
----------	---

(3) 昭和新山集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 園地	昭和新山の展望や探勝のための園地として、園路やトイレ等のほか、自然公園財団によるパークサービスセンターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。パークサービスセンターは昭和新山と有珠山の探勝拠点としての機能の充実を図り、洞爺湖ビジターセンターや周辺施設と連携した展示及び案内等を図ることを検討する。
2 駐車場	施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
3 博物展示施設	昭和新山、有珠山等に関する資料を収集し保管、展示するための施設の整備、充実を図る。

ウ 単独施設等

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	取扱いについては、前記 5、(3)(ア) 1、(2) ~と同様とし、下記 及び を満たすものとする。 防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩は焦げ茶色とする。 擁壁等の工作物は自然石(化粧貼りを含む)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。
	洞爺湖回遊線	湖岸沿いに洞爺湖を一周する利用上重要な道路である。湖岸側の優れた自然環境を保全するため道路の線形改良や付帯自転車道の建設等による拡幅は原則として山側に行くものとするが、湖上から大規模法面が望見されないよう配慮すること。特に狭小で切り立った岩壁に沿った箇所、拡幅等が困難な場合には、代替ルートやトンネル化、交互通行路線等の措置を検討する。やむを得ず湖畔林の改変や新たな湖岸の埋め立てを行う場合は、必要最小限に留め自然環境の保全に配慮する。
	洞爺湖見晴線	札幌、室蘭、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道や展望園地などの整備の充実を図る。
	昭和新山線	昭和新山への到達道路及び伊達方面への連絡道路として重要な路線である。沿線の修景緑化に努める。
2 道路(歩道)	全域	標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、

		<p>関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。</p> <p>有珠山周辺地域は、噴気や地熱現象等が見られることから、学識経験者の指導を得つつ、適切な措置を講じる。</p>
	北海道自然歩道線	<p>財田周辺及び洞爺湖畔から西山火口、有珠山へ至る路線で、部分的に洞爺湖町、伊達市、北海道、環境省が整備している。湖畔林や有珠山の噴火口とその遺構などが残されていることから、これらを自然体験や環境学習に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。</p> <p>四十三山展望台から湖及び有珠山方向については、樹木の成長により展望が妨げられており、展望の確保について関係機関と検討する。</p>
	有珠山登山線	<p>有珠山の山麓から火口原を観察する路線である。北麓の路線は北海道が事業執行を行った登山道があったが、昭和52年の有珠山噴火により事業廃止された。現在災害対策基本法により火口原の核心部は立入禁止措置がなされている。立入禁止になっていない南側外輪山上の一部区間は、伊達市が再整備しており、自然体験や環境学習に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。</p>
	中島周廻線	<p>船着場からアカエゾマツの倒木まで後志森林管理署が整備している。今後とも中島の自然体験や環境学習のための歩道として、整備の充実を図る。</p>
3 宿舎	壮瞥温泉	<p>洞爺湖温泉地区に近接するが、小規模な施設が田園地帯の中に散在し静かな雰囲気を保っている。今後とも現在の環境を保持するよう努める。</p> <p>高さは20m以下とし、壁面線は道道から20m以上後退する。</p>
	月浦	<p>家族利用を主体とした小規模な宿舎を整備する。高さは13m以下とし、壁面線は道道から20m以上後退する。</p>
4 園地	月浦	<p>月浦野営場や月浦運動場と一体的に、散策休憩のための園地として整備を進める。整備に当たっては、湖畔林の保護に留意する。</p>
	壮瞥温泉	<p>壮瞥町字壮瞥温泉の湖岸に数箇所にわたって公衆便所、駐車場、芝生広場等が北海道と壮瞥町により整備され、それぞれ利用度は高い。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。</p>
	中島	<p>休憩所等がある。施設の再整備に当たっては、中島の自然環境に調和するよう規模やデザイン、色彩について配慮する。</p>
	洞爺	<p>洞爺湖町洞爺町の集落地内に「水の駅」として休憩施設をは</p>

		じめ浮見堂付近にかけて4箇所に公衆便所や駐車場等が整備されており、主に湖での水遊びやカヌー等に利用されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。
	昭和新山山麓	芝生広場や園路などが北海道によって整備されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。
	金比羅火口	洞爺湖温泉南側の金比羅災害遺構や金比羅火口を探勝する散策路が洞爺湖町によって整備されている。火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識や散策施設、有珠山の展望施設などの充実を検討する。
	西山火口	西山山麓火口群を探勝するための園路、駐車場、トイレなどが洞爺湖町によって整備されている。火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識や散策施設の充実を図る。
5 野営場	月浦	オートキャンプ場として洞爺湖町により整備された。今後は修景緑化を十分に行うとともに、施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。
	滝之上	湖畔林内のキャンプ場として財団法人日本森林林業振興会により整備された。区域は現状程度とし、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	仲洞爺	湖畔林内のキャンプ場として壮瞥町により整備された。利用状況を勘案し、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	中島	フリーテントサイトを主体とした小規模な野営場を整備する。
6 スキー場	月浦	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)及び別紙「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」(平成4年5月19日環自国第264号)による。
7 運動場	月浦	中長期滞在者が野外スポーツを楽しむための施設を整備する。整備に当たっては、施設周辺に地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。
8 舟遊場	洞爺・ 壮瞥温泉・ 月浦・ 中島	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。
9 索道運送施設	有珠山	有珠山外輪の展望地へ至るロープウェイであり、山頂駅舎の規模については、現状程度に留める。
	月浦	年間を通して洞爺湖外輪山に至る展望利用が図られ、冬季はスキー等にも利用されている。駅舎の規模については、現状程

		度に留める。
10 博物展示施設	中島	洞爺湖町により森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後は、現状の機能を維持しながら再整備を検討する。

(4) 登別管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>登別集団施設地区を取り巻く森林や火山地帯(地獄谷特別保護地区及び第1種特別地域内)及び倶多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いた街並みづくりを図る。</p> <p>屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。ただし、登別温泉地区の行為の許可基準の特例区域内における10㎡程度以下の車庫、物置などを除く。</p> <p>屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>修景緑化 建築物の周囲(特に道路側)には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p>
(2) 道路	全域	<p>ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>法面の緑化については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には道内産植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。</p> <p>廃道敷地等については、原則として地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>登別集団施設地区をはじめ利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、修景緑化等により落ち着いた美しい街並みの創出を図る。</p>

(3) 電柱	全域	<p>利用拠点及び主要利用動線周辺における既存電線路の新改増設については、原則として電線路の地下埋設化を進める。</p> <p>電柱の色彩は、公園利用施設から望見される場合、焦げ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。</p> <p>架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。</p>
(4) アンテナ送受信用鉄塔	全域	<p>可能な限り既存鉄塔等に共架する。</p> <p>主要展望地周辺等において、地獄谷、大湯沼、倶多楽湖を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのない位置に設置するものとする。</p> <p>鉄塔の色彩は原則として焦げ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。</p>
(5) 河川、治山及び砂防施設	全域	<p>公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> <p>斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化については、周辺の植生状況に応じて、地域産植物の自然侵入を促す(人為的に植物の導入を行わない)植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には、道内産植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合には、国内産植物等による緑化を行う。</p>
(6) その他の工作物	全域	<p>色彩は原則として灰色又は焦げ茶色とする。ただし、特殊な用途の工作物についてはこの限りではない。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。</p>
3 土石の採取	全域	<p>建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。</p>
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	<p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置箇所や要件については次のとおりとする。</p> <p>設置箇所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。</p> <p>ウ 仮設を除き主要利用拠点から地獄谷や大湯沼、倶多楽湖の展望の著しい妨げになる箇所での新設を認めない。</p> <p>要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、焦げ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。</p>

		<p>イ 特定の商品名やスポンサー名の掲示は、原則として行わない。</p> <p>ウ 自然材料（木材又は石材）を用いる等、自然と調和したデザインとする。</p>
(2) 公共的広告物	全域	<p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>設置個所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、関係行政機関が地区毎に地方環境事務所と協議の上、別途統一的に定める場合はこの限りでない。材料については自然材料（木材又は石材）を用いる等、自然と調和したデザインとする。</p>

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

各事業において、建築物は前記5、(4)(ア)1、(1)の～と同様とする(登別集団施設地区及びスキー場事業を除く)。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記5、(4)(ア)1、(6)及び5、(4)(ア)4、(2)と同様とする。

宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。

イ 登別集団施設地区

事業の種類	取 扱 方 針
1 宿舍	<p>函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあつて、春から秋にかけてのツアー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。</p> <p>建築物の規模は、高さは最高40m以下、本屋の高さ(最上階の屋根の高さ)34m以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯(緑地帯)を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>デザインや色彩は以下のとおりとする。</p> <p>屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p>



	<p>屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域産樹木又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>なお、宿舎本体がパラペット等により風致上の配慮がなされている宿舎に付帯する浴場棟、従業員宿舎、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、パラペットとしないこと、又は切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。</p> <p>（ ）主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道道）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。</p> <p>（ ）比較的小規模なものであること。</p> <p>また、温暖化対策等についても、対応に努める。</p>
2 園地	<p>地獄谷の火山現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場を北海道と登別市が、公衆便所を環境省が整備している。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。</p> <p>なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の危険の防止のための施設の整備を図る。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。</p> <p>また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、（４）（イ）イ、（１）、１の ～ と同様とする。</p>
3 駐車場	<p>地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、（４）（イ）イ、（１）、１の ～ と同様とする。</p>
4 給油施設	<p>商標の掲出は必要最小限とする。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、（４）（イ）イ、（１）、１の ～ と同様とする。</p>

#### ウ 単独施設等

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全域	<p>取扱いについては、前記 5、（４）（ア） 1、（２） ～ とし、下記 及び を満たすものとする。</p> <p>防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>擁壁等の工作物は自然石（化粧貼りを含む）又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p>

	白老線	北海道によって設置された白老町と伊達市大滝区を結ぶ路線で、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。
	北湯沢蟠溪線	洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良（付け替え）工事が進んでいる。地区の自然環境に配慮した路線や工法とする。
	登別オロフレ線	洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の風致保持に努める。
	登別倶多楽湖線	登別と倶多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。
2 道路（歩道）	全域	標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上、適切な措置を講ずる。
	オロフレ山線	オロフレ峠から山頂へ至る登山道で、近年都市部からの利用者が増加している。整備に当たっては注意標識等の設置に努める。また登山道の一部に浸食が発生しているため、土留めの措置を検討する。
3 宿舎	カルルス温泉	森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気損なわないよう、高さは20m以下とする。
	北湯沢温泉・蟠溪温泉	長流川の渓流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良されつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは20m以下とする。
4 園地	四方嶺	熊牧場やアイヌ集落を再現したユーカラの里、博物館等が整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。
	カルルス温泉	温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。
	倶多楽湖畔	倶多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場（園地）、駐車場、公衆便所等が整備されている。自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。
	オロフレ峠	洞爺湖と登別の間位置する峠で、道道のバイパストンネルの完成後、休憩所は利用者が減少し撤去された。現在は北海道の展望園地として駐車場と公衆便所が整備されており、オロフレ山への登山拠点でもある。施設の一部は老朽化しているた

		め利用動向をふまえて更新等の必要性を検討をする。今後とも適切に美化清掃を継続していく。
	大湯沼	大湯沼周辺の火山現象や特有の植生を観察し探勝するための歩道や休憩所、駐車場、足湯広場などを登別市が整備している。自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。 なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の危険の防止のための施設整備を図る。
	北湯沢温泉	鉄道跡地を利用した園地・散策路が整備され、温泉利用者に利用されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。
5 野営場	カルルス温泉	地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。
6 スキー場	カルルス温泉	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」(平成4年5月19日環自国第264号)による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに早期の緑化を図る。
7 運動場	カルルス温泉	テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、地域産樹木又は道内産樹木により道路沿線の修景緑化に努める。
8 舟遊場	倶多楽湖	公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや棧橋が整備されている。倶多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。
9 駐車場	カルルス温泉	施設の規模は現状程度に留め、適切に更新を図る。
10 索道運送施設	登別	登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の2路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度に留める。

## 6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

### (1) ユニバーサルデザインの導入

公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備に当たっては、風致景観の保全及び安全性の確保に配慮しつつ、ユニバーサルデザインを導入するものとする。また、既存施設についても、改修や再整備時に積極的にユニバーサルデザインを導入するものとする。なお、ユニバーサルデザインの検討に当たっては、ハードのみならず、ソフト面での対応についても考慮することとする。

#### ユニバーサルデザインとは

高齢者や障害者のための特別なデザイン（バリアフリーの概念）に代わって提唱された、最大限可能な限り全ての人々に利用しやすい製品や環境をデザインする考え方であり、国立公園におけるユニバーサルデザインとは、「優れた自然景観の魅力を損なうことなく、その魅力を利用者の誰もが楽しめるようにすること」が目標となる。

### (2) 環境省所管地及び所管施設の管理

#### (ア) 所管地内の施設に関する事項

本国立公園内の環境省所管地は全て集団施設地区内にあり、整備した主要な利用施設等は、関係行政機関や関係団体の連携・協力を得て運営管理を行っており、今後とも適切な維持管理を図る。

所管地内施設の概要

集団施設地区	面積 (ha)	主な施設
支笏湖	36.5	園地（広場・園路・休憩所・公衆トイレ）、野営場（車道・駐車場・広場・園路・休憩所・管理棟・炊事棟・公衆トイレ）、駐車場（公衆トイレ）、博物展示施設
真狩口	6.0	野営場（管理棟・炊事棟・公衆トイレ）
洞爺湖	1.8	園地（広場・駐車場）、博物展示施設
財田	4.3	野営場（駐車場・炊事棟・公衆トイレ）、博物展示施設（休憩所）、

支笏湖集団施設地区内の環境省所管地では、宿舍や店舗のほか地域生活に必要な住宅や電柱等の用地として民間事業者等に対し土地の使用を許可しており、集団施設地区等管理規則等に基づき管理を行っている。

これら土地及び施設の管理に当たっては、常に良好な状態で維持されるよう努めるとともに、土地の使用を許可されている民間事業者に対し、国立公園の利用拠点としてふさわしい施設の管理や利用者サービスを行うよう指導する。

(イ) その他環境省所管施設に関する事項

環境省が借地等により整備した利用施設は、四十三山周辺の歩道、登別地獄谷の公衆トイレ、国立公園境界付近でのエントランス標識、洞爺湖八景標識等であり、歩道や公衆トイレは、関係行政機関や関係団体の連携・協力を得て運営管理を行っており、今後とも適切な維持管理を図る。

標識等については、定期的に塗装や表示面の更新等を行い、今後とも適切な維持管理を図る。

また、環境省所管施設の整備に当たっては、「官庁施設の環境保全性に関する基準」等を参考に、風致景観にも配慮した上で、環境保全対策を推進する。

### (3) その他公園管理において留意すべき事項

#### (ア) 美化清掃計画

- ① 支笏湖・定山溪地区では、樽前山をはじめ山岳地域を中心に、関係機関の協力も得ながら、ゴミ持ち帰り運動や清掃登山を推進する。また、公園利用者の集中する支笏湖集団施設地区においては、(財)自然公園財団が関係機関の協力を得ながら、園地、公衆便所等の清掃に当たっている。今後もこれら美化清掃体制の維持強化を図る。
- ② 真狩口及び半月湖地区では、各登山道は自然公園指導員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。
- ③ 登別市、壮瞥町及び洞爺湖町管内は、(財)自然公園財団及び洞爺湖の自然公園を美しくする会が関係機関の協力を得ながら実施しており、美化清掃が適切に行われるよう指導する。
- ④ ゴミの持ち帰り運動の推進  
毎年8月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、各利用拠点において地域住民や関係団体の協力等を得て一斉清掃やゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っており、今後とも協力を求め実施する。また、パークボランティアや自然保護監視員等と連携・分担しながら積極的に推進していく。

#### (イ) グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業は、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図るための事業である。

本公園では、自然資源調査や外来種（国内移入種を含む。）除去等を行っており、今後ともこれらの活動を通じて、国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

#### (ウ) 修景緑化計画

各種行為に伴って生じた裸地等は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点を満たすとともに、「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成20年4月環境省自然環境局）（別紙）を踏まえ、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

- ① 建築物周辺の空地や廃道敷地等は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木を使用するか困難な場合には道内産自生種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物の自然侵入を促す（人為的に植物の導入を行わない）植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には道内に自生する植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合に

は、国内に自生する植物等による緑化を行うよう調整する。

- ② 市街地は道内産自生種の樹木による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図るよう関係機関との調整を図る。
- ③ 法面等の新たな裸地への緑化には、外来生物法に基づく要注意外来生物に選定されている種は極力使用せず、埋土種子を含む土壌や周囲の植生からの自然散布を用いた工法をとるよう指導する。

本指針(案)は、行政指導の指針として位置づけるとともに、環境省直轄事業では、原則として本指針(案)に基づいた緑化を実施することとする。

以下に、緑化の基本方針を抜粋し掲載する。

#### 用語の定義

移入種(この指針に限っては、外来植物と同義)

自然分布範囲外の地域、または生態系に、人為の結果として持ち込まれた種、亜種、またはそれ以下の分類群、国外から持ち込まれた「国外移入種」と国内の他の地域から持ち込まれた「国内移入種」に区分される。

自生種

自然分布している範囲内に存在する種、亜種、またはそれ以下の分類群を指す。種の自然分布域は国境をまたぐ場合もあるため、「国内産自生種」と「外国産自生種」に区分される。

外来草本

日本国内に本来自生していない草本植物で、緑化用植物として海外から持ち込まれた種。主に、イネ科、マメ科に分類される緑化用外来牧草類を指す。

#### 緑化の基本方針

自然回復緑化の前提

自然公園における法面等においては、緑化により自然回復を図る場合の前提は以下の3つである。

- 1 開発工事に伴う自然の改変は最小限に留めること。
- 2 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ることを緑化の基本方針とすること。

緑化の目的

自然公園における緑化の目的は以下の3つである。

- 1 自然環境の維持・修復・保全に資すること。
- 2 防災機能、水源涵養等の公益的諸機能の強化に資すること。
- 3 周辺の自然の調和に資すること。

保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針(案)

自然公園における保全水準と対象地域を表-1に、保全水準ごとの緑化工指針を表-2に示す。

緑化の基本姿勢

自然公園における緑化にあたっては、以下の3つの基本姿勢で対応し、計画、設計、施工にあたる。

- 1 施工地の条件に適した植物群落の形成を初期緑化目標とする。  
(自然な緑の導入を基本とする。)
- 2 自然の早期回復を図るため先駆植物を積極的に活用する。  
(自然回復の順序を尊重する。)
- 3 自然林に近い機能を有する群落を形成するため播種工を主体とする。  
(自然に近い方法で植物を導入する。)



表一 自然公園における保全水準と対象地域

	1	2	3	4
保全地域	<p>・この水準を適用する地域は、特に嚴重に景観（景観を支える生態系や景観の構成要素である動植物を含む）の維持を図る必要性のある地域、またはこれに準じる地域であって、動植物の人為的移動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。</p>	<p>・この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要があり、かつ人為的影響を余り受けていない地域であって、当該地域内に生息・生育する個体群に対して人為的影響をできるだけ与えない公園管理を行うことが必要な地域である。</p>	<p>・この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要はあるが、農林水産業等による人為的影響を相当程度受けている地域であって、その人為的影響の存在を前提にして、当該地域の風致に支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。</p>	<p>・この水準を適用する地域は、市街地、集落地などが含まれ、すぐれた自然の風景地の保護の観点から、当該地域の風致に著しい支障を及ぼさないよう適切な公園管理を行う必要のある地域である。</p>
対象地域	<p>・特別保護地区、および第1種特別地域の全域                      ・第2種特別地域、または第3種特別地域のうち、植生復元の困難な地域等下記のいずれかに該当する地域であって、その全部または一部について史跡天然記念物の指定若しくは仮指定がなされており、特別保護地区または第1種特別地域に準ずる取扱いが行われ、または行われることが必要であると認められる地域                      (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生の復元が困難な地域                      (2) 野生動植物の生息地、または生育地として重要な地域                      (3) 地形、もしくは地質が特異である地域、または特異な自然の現象が生じている地域                      (4) 優れた天然林、または学術的価値を有する人工林の地域</p>	<p>・第2種特別地域、および第3種特別地域のうち下記に該当する地域                      (1) 人的影響をあまり受けていない自然林あるいはそれに近い二次林の地域                      (2) 生物多様性保全上重要な二次草原地域（シバ草原、ススキ草原、ササ草原など）                      (3) 保全水準1の地域と近接している地域であって、保全水準1の地域の主流側に位置する地域など、保全水準1の地域への影響が懸念される地域</p>	<p>・第2種特別地域、第3種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域                      (1) 人為的影響を大きく受けている自然林の地域                      (2) 保全水準2以外の二次林、二次草原、人工林地域</p>	<p>・第2種特別地域、第3種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域                      (1) 市街地、集落地                      (2) その他、上記及び保全水準1～3のいずれにも該当しない地域</p>

表一 2 保全水準ごとの緑化工指針

保全水準 <sup>*1</sup>	1	2	3	4
最終緑化目標群 <sup>*6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工対象地域の植生と同等・同質の植物群落。(施工対象地域に自然分布する個体群<sup>*2</sup>のみからなる植物群落)</li> <li>・施工対象地域に自然分布する種、および自然侵入種で形成される植物群落。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工対象地域の植生と同等・同質、またはそれ以上である植物群落。</li> <li>・施工対象地域に自然分布する種(先駆樹種<sup>*9</sup>は除く)で形成される植物群落。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域に自然分布する種を主体とする植物群落。</li> <li>・当該地域に自然分布する種(先駆樹種<sup>*9</sup>は除く)で形成される植物群落。</li> <li>・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合は、緑化外来草本で形成される植物群落も許容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域区分<sup>*8</sup>内に自然分布する種を主体とする植物群落。</li> <li>・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。</li> <li>・当該地域区分<sup>*8</sup>内に自然分布する種(先駆樹種<sup>*9</sup>は除く)で形成される植物群落。</li> <li>・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。</li> </ul>
初期緑化目標群 <sup>*7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工対象地域に自然分布する種(地域外からの持ち込みは一切不可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工対象地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種(先駆樹種<sup>*9</sup>に限り、地域区分<sup>*8</sup>内に自然分布する種まで許容)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域区分<sup>*8</sup>内に自然分布する種(先駆樹種<sup>*9</sup>に限り、国内に自然分布する種まで許容)</li> <li>・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合は、緑化外来草本も許容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域区分<sup>*8</sup>内に自然分布する種(先駆樹種<sup>*9</sup>に限り、国内に自然分布する種まで許容)</li> <li>・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合は、緑化外来草本も許容。</li> </ul>
使用植物材料 <sup>*3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工対象地域の周辺。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用植物材料<sup>*3</sup>を入手する地理的範囲内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物<sup>*3</sup>材料は不可。</li> <li>・施工対象地が属する自然公園同一団地内、かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域内。</li> <li>・先駆樹種<sup>*9</sup>に限り、地域区分<sup>*8</sup>内も可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用植物材料<sup>*3</sup>の入手経路を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造園的景観形成を図る場合は、国内に自然分布する種まで許容。</li> </ul>
使用植物材料 <sup>*3</sup> を入手する地理的範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料<sup>*3</sup>を確保</li> <li>・目標群落の形成が可能な工法、かつ植生基盤造成は浸食防止効果の高い工法。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用植物材料<sup>*3</sup>の入手が困難で、かつ周囲からの植物の自然侵入が期待できる場合には、植生誘導工<sup>*9</sup>を積極的に検討し</li> <li>・植生誘導工<sup>*10</sup>のみでは浸食が進み、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合は、周辺から種子等の植物材料が採取可能な場合は、播種などの積極的な緑化を実施。</li> <li>・緑化基盤工や植物生育基盤材などは、地域の生態系への影響を与えない自然材料を選定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標群落の形成が可能な工法。</li> <li>・地域に自然分布する種であっても、緑化目標群落の形成を阻害する種(クズ等)の利用は回避。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期緑化目標群<sup>*7</sup>が形成されるまでモニタリングを行い、最終緑化目標群<sup>*6</sup>が形成されるよう必要な植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>
適用工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間(5~20年)を要しても最終緑化目標群<sup>*6</sup>が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づき順応的管理を実施。</li> <li>・目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合に速やかに対処。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧の場合には、保全水準1~4の地域とも地域住民の生活環境の早期復旧、および災害の拡大防止を優先。</li> <li>・災害復旧の場合においても、保全水準において、災害復旧について一定の成果をみだ後、最終緑化目標群<sup>*6</sup>に移行させるための植生管理<sup>*11</sup>などを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>
植生管理 <sup>*10</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標群落の形成を阻害する種(クズ等)の利用は回避。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>
災害時の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要は植生管理<sup>*11</sup>を実施。</li> </ul>

(注釈)

- \* 1 保全水準 : 適用する保全水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖繩等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。
- \* 2 個体群 : 個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。
- \* 3 使用植物材料 : 使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。  
なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産（種子の採取、育苗）された植物（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど）は使用しない。わが国で採取された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。
- \* 4 種の系統 : また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。
- \* 5 地域区分 : 種の系統とは、生物の分類群（集団、種、属、科など）の進化の過程での系統関係を意味する。
- \* 6 最終緑化目標群集 : 変化に富むわが国の自然環境にあつては、生態系、種、種内（遺伝子）の3つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっていくつかの単位に区分して考える必要がある（新・生物多様性国家戦略）。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。現時点では、国土を十区分する試案を示している。
- \* 7 初期緑化目標群集 : 緑化工により形成を目指す植物群落を緑化目標群集と呼ぶが、緑化目標群集は、最終的に形成を目指す最終緑化目標群集とに分けて設定する必要がある。  
最終緑化目標群集とは、初期緑化目標群集が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、施工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。  
最終、初期緑化目標群集ともに、緑化工地周辺の植生の状況により、事業ごとに検討、設定する必要がある。
- \* 8 先駆樹種 : 初期緑化目標群集とは、施工対象地において緑化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。最終緑化目標群集に移行しやすき群落を設定する必要がある。  
先駆樹種とは、遷移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称している。緑化工で主に用いられているものに、ハンノキ類、ハギ類、グミ類、カシ類、ウルシ類（ヤマウルシ、ヌルデ、ヤマハゼ等）、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。
- \* 9 国外由来の植物 : わが国に自然分布（自生）する種と同種の、国外に自然分布（自生）する個体から採取した種子、およびこれらから生産された苗木等をいう。（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。）  
種の自然分布は、国境にかかわらず分布する場合があり、わが国に自然分布（自生）する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が高い。これら国外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかになされている種がごく限られている現状においては、予防的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。  
なお、保全水準1に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用植物材料を待ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物を用いてはならないことは自明である。
- \* 10 植生誘導工 : 植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない生育基盤を造成する方法（種子なし植生基材吹付工）と、埋土種子（種子潜在表土）を用いた生育基盤を造成する方法（種子潜在表土播き工）に分類される。
- \* 11 植生管理 : 植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期緑化目標群集あるいは最終緑化目標群集に早く近づけるための管理を総称している。植生管理作業には、追肥、追播、補植、除伐、除草などがある。

追補

1 参考資料

(1) 支笏洞爺孤立公園特別地域内における採取等を規制する植物

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	タカネスギカズラ、タカネヒカゲノカズラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)
オシダ	オクヤマワラビ、エゾメシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、ミヤマイワデンダ
ウラボシ	ホテイシダ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)
ヤナギ	エゾミヤマヤナギ、マルバヤナギ (エゾノタカネヤナギ)
タデ	ウラジロタデ、オンタデ
ナデシコ	エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、クシロワチガイ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンボウゲ	エゾノレイジンソウ (ダイセツレイジンソウ)、エゾトリカブト、ウスバトリカブト、アカミノレイヨウショウマ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、アズマイチゲ、エゾイチゲ、ミヤマオダマキ、エゾリュウキンカ、クロバナハンショウヅル、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、シラネアオイ、イトキンボウゲ、チトセバイカモ、チャボカラマツ、コカラマツ、エゾカラマツ (ミヤマアキカラマツ) チシマキンバイソウ、シナノキンバイ (エゾキンバイソウ)、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	ナンブソウ、サンカヨウ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	エゾオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン
アブラナ	エゾノイワハタザオ、ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)、モイワナズナ (ソウウンナズナ)、ハクセンナズナ
ベンケイソウ	ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、エゾミセバヤ、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ウメバチソウ (エゾウメバチソウを含む。)、シコタンソウ (レブンクモマダサ)、ダイモンジソウ、ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ、フキユキノシタ、ヤマハナソウ
バラ	クロミサンザシ、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、ミヤマキンバイ、メアカンキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、オオタカネバラ、コガネイチゴ、タカネトウウチソウ (ケトウウチソウを含む。)、マルバシモツケ、エゾノマルバシモツケ、エゾシモツケ (エゾノシロバナシモツケ)
マメ	イワオオギ
フウロソウ	チシマフウロ (トカチフウロ)、タカネグンナイフウロ (エゾグンナイフウロを含む。)、イチゲフウロ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ
アカバナ	ミヤマアカバナ、カラフトアカバナ、エゾアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ミヤマトウキ、カラフトニンジン、ハクサンボウフウ (エゾノハクサンボウフウ)
イワウメ	イワウメ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
イチャクソウ	ウメガサソウ、オオウメガサソウ、ギンリョウソウ、カラフトイチャクソウ (エゾイチャクソウ)、ベニバナイチャクソウ (ベニイチャクソウ)、ジンヨウイチャクソウ、コイチャクソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、イソツツジ (エゾイソツツジ)、ミネズオウ、ツルコケモモ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシヤクナゲ、エゾツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン サクラソウ	ガンコウラン サクラソウモドキ、ヤナギトラノオ、エゾコザクラ (リシリコザクラ)、エゾオオサクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ユウバリリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
ハナシノブ シソ	カラフトハナシノブ エゾタツナミソウ、イブキジャコウソウ
ゴマノハグサ	ヨツバシオガマ (エゾヨツバシオガマを含む。)、エゾシオガマ (ピロードエゾシオガマを含む。)、イワブクロ (タルマエソウ)、エゾルリトラノオ (ホソバエゾルリトラノオ)、キクバクワガタ (シラゲキクバクワガタ、ホソバキクバクワガタを含む。)
スイカズラ	リンネソウ、エゾヒョウタンボク、ケヨノミ、クロミノウグイスカグラ、ウコンウツギ
オミナエシ キキョウ キク	マルバキンレイカ、タカネオミナエシ (チシマキンレイカ) モイワシヤジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、サワギキョウ サマニヨモギ (シロサマニヨモギを含む。)、アサギリソウ、エゾムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、タカネニガナ、カンチコウゾリナ (タカネコウゾリナ)、ナガバキタアザミ、タカネキタアザミ、ミヤマオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク) (キリガミネアキノキリンソウを含む。)、オダサムタンポポ
ユリ	ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (エゾゼンテイカ、ゼンテイカ)、エゾキスゲ、タチギボウシ、クロバナギボウシ (ヤチギボウシ)、エゾスカシユリ、クルマユリ、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、オオバナノエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)
イグサ イネ カヤツリグサ	ミクリゼキショウ、エゾホソイ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ) コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマコウボウ、リシリカニツリ タルマイスゲ、ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、ヤチスゲ、カワズスゲ (ヤチカワズスゲを含む。)、キンスゲ、オノエスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ
ラン	サルメンエビネ、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン) オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ノビネチドリ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、アリドウシラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、コケイラン、タカネトンボ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ホソバノキソチドリ、トンボソウ

(2) 支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

目 次

告示年月日・番号	地 区
平成14年8月16日 環境省告示第55号	<支笏湖畔地区>…………… 60 <洞爺湖温泉東部地区>…………… 61 <洞爺湖温泉西部・壮瞥温泉地区>…………… 63 <洞爺・蟠溪地区>…………… 66 <カルルス・昭和新山・北湯沢地区>…………… 68 <登別温泉地区>…………… 69 <定山溪地区>…………… 81
平成15年9月29日 環境省告示第102号	<月浦地区>…………… 84 <泉北地区>…………… 87 <金比羅火口地区>…………… 89
平成18年2月20日 環境省告示第54号	<支笏湖地区>…………… 95

支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係表

支笏湖畔地区

項	行為の種類	号	基準の内容															
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築は増築	本文	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5.0m以上離れていること。 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。															
		第1号	当該建築物の高さが1.3m（その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。															
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の表の土曜に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
		第3種特別地域	20%以下	60%以下														
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの															
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																	





	第3種特別地域	2.0%以下	6.0%以下
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。		
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
第2項ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するたためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場面の著しい妨げにならないものであること。		
第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
第1号	当該建築物の高さが13m2.9m（その高さが現行昭和54年3月8日において13m2.9mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壌に据ける地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	地種区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合
	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下

第6項  
 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築は増築



定である一連の土地（以下「分譲地等」といふ。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）

第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が階建て以下であり、かつその高さが1.0m（その高さが1.0mを超えないものは、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが1.5m（その高さが1.5mを超えないものは、当該建築物の高さ）を超えないこと。									
第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が前号からあり、かつその敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が100平方m以上であること。									
第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方m以上であること。									
第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次の表の土欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地域区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
第2種特別地域	20%以下	40%以下								
第3種特別地域	20%以下	60%以下								
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が9.0%を超えないものであること。									
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、茶草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」といふ。）でないこと。									
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」といふ。）の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていないこと。									
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていないこと。									
第11号	当該建築物の建築面積が2000平方m以下であること。									
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。									
	<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の構造が既存の建築物の構造を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するたためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>									
本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第1号 保存緑地において行われるものでないこと。</p>									

第5項 工作物の新築、改築又は増築のうち、基準日前にその造成に係る行為について法第17条第3項等の規定による許可の申請を為し、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日前に法第17条第6項の規定に係る行為について法第17条第6項の規定（以下「法第17条第6項等の規定」といふ。）による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこ

これらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）

<p>これらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）</p>	<p>第4項第2号第3号</p>	<p>分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が階建て以下であり、かつ、その高さが1.0m1.5m（その高さが現に昭和54年3月8日において1.0m1.5mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p>															
<p>第1号</p>	<p>当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が200㎡以下であること。</p>	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の土欄に掲げる地積及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>															
<p>第2号</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地積区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第9種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地積区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第9種特別地域	20%以下	60%以下	<p>当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が200㎡以下であること。</p>
地積区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下															
第9種特別地域	20%以下	60%以下															
<p>ただし書</p>	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に定める建築物の第1種が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
<p>第6項</p>	<p>本文</p>	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園專業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上土離れしていること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上土離れていること。</p> <p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p>															
<p>第1号</p>	<p>当該建築物の高さが1.0m1.5m（その高さが現に昭和54年3月8日において1.0m1.5mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p>	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土欄に掲げる地積及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>															
<p>第2号</p>	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土欄に掲げる地積及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土欄に掲げる地積及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>															



同じ)の和をいう。第6項において同じ)の敷地面積に対する割合、総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第3条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地裁の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

地裁区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第6種特別地裁	20%以下	40%以下
第9種特別地裁	20%以下	60%以下

第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。  
 第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。  
 第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。  
 第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。  
 第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。

ただし第2項ただし番に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。  
 第2項ただし番に規定する行為  
 既存の建築物の改築、既存の建築物の増築若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの  
 第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

本文  
 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。  
 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場面の著しい妨げにならないものであること。  
 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。  
 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。  
 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。  
 第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。  
 第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。  
 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。

第1号 当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地裁及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第6項 工場の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の運用を受ける建築物の新築、改築又は増築は増築

地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	±0%以下	20%以下
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	±5%以下	30%以下
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	±0%以下	40%以下
第3種特別地域	±0%以下	60%以下

ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第2項ただし書に規定する行為	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>

カールス・昭和新山・北湯沢地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築は増築	本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場面の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>第1号 当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壌に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるところであること。</p>
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が	±0%以下
		総建築面積の敷地面積に対する割合	20%以下

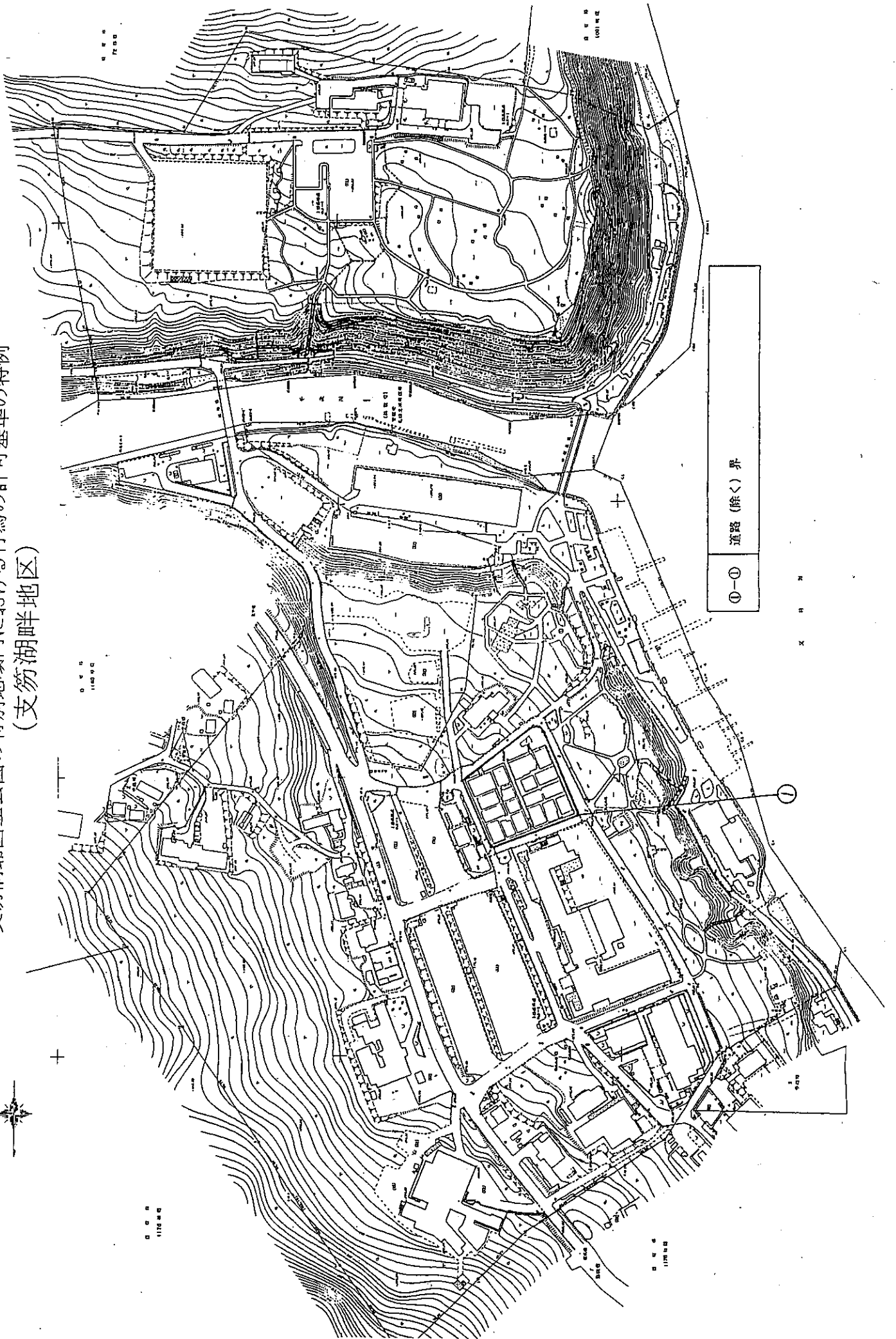




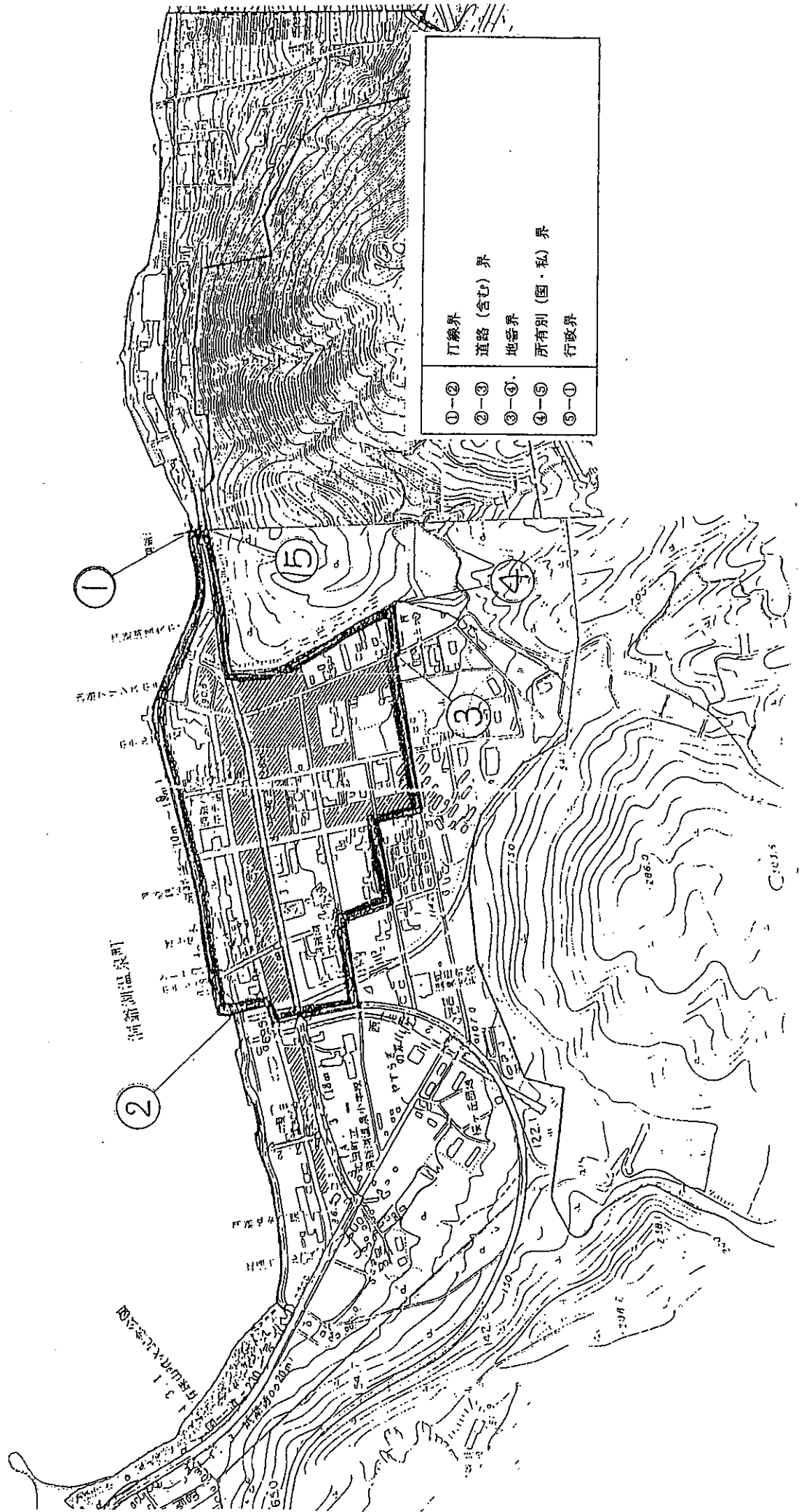


第1号	第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。															
	第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5.0m以上離れていること。															
	第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。															
	第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。															
	当該建築物の高さが1.9m2.5m（その高さが現に1.9m2.5mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、第2号の表の表の土曜に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。																
ただし書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域域	20%以下	60%以下
	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
	第2種特別地域域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域域	20%以下	60%以下															
第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																	
<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>																	
第1項第5項		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。															

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (支笏湖畔地区)



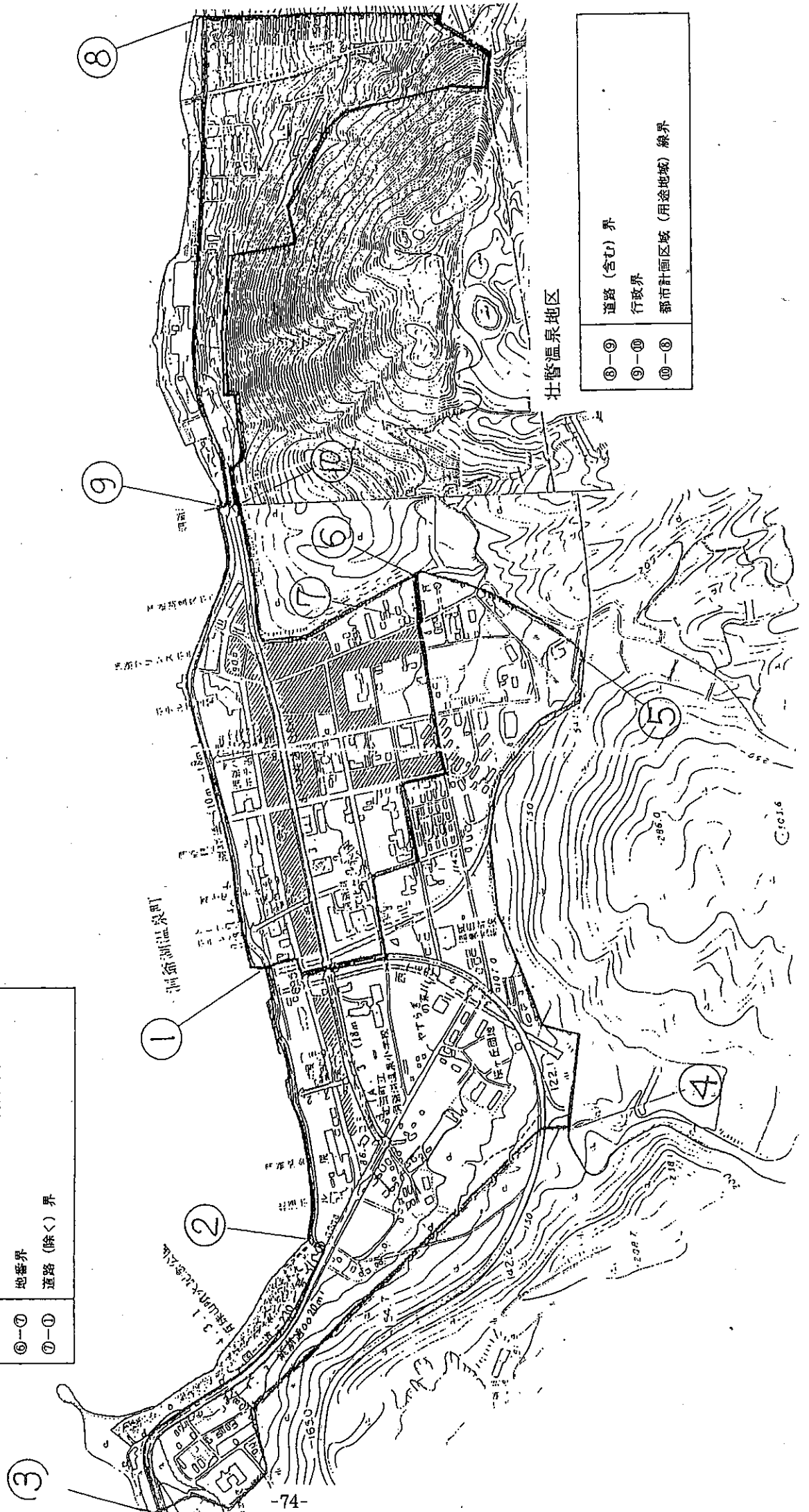
支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (洞爺湖温泉東部地区)



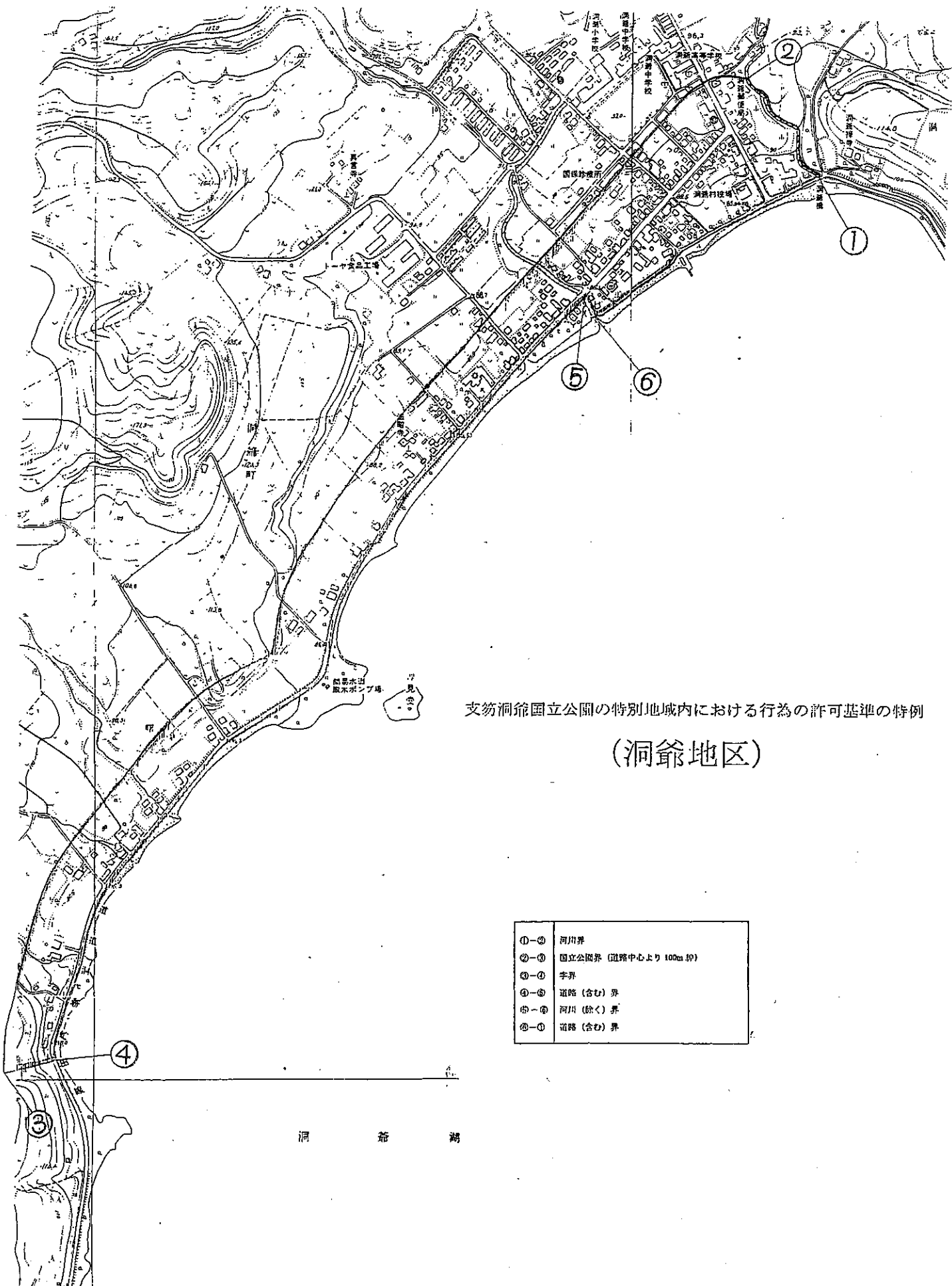
洞爺湖温泉西部地区

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(洞爺湖温泉西部・壮瞥温泉地区)

①-②	IT線界
②-③	道路(含む)界
③-④	都市計画区域(用途地域)線界
④-⑤	都市計画区域線
⑤-⑥	都市計画区域(用途地域)線行政界
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	道路(除く)界



⑧-⑨	道路(含む)界
⑨-⑩	行政界
⑩-⑪	都市計画区域(用途地域)線界



支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

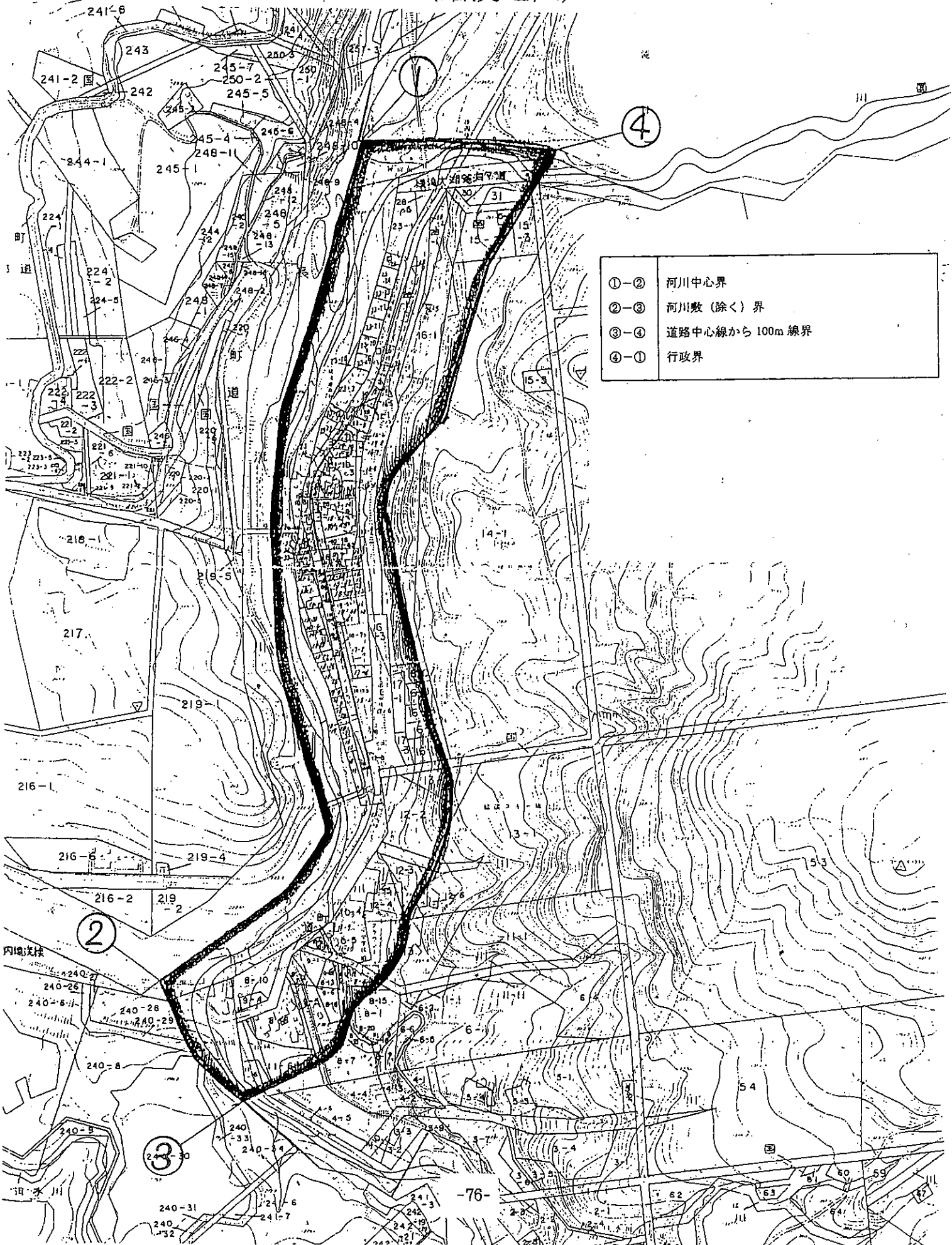
(洞爺地区)

①-②	河川界
②-③	国立公園界 (道路中心より 100m 以内)
③-④	字界
④-⑤	道路 (含む) 界
⑤-⑥	河川 (除く) 界
⑥-①	道路 (含む) 界

洞 爺 湖

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

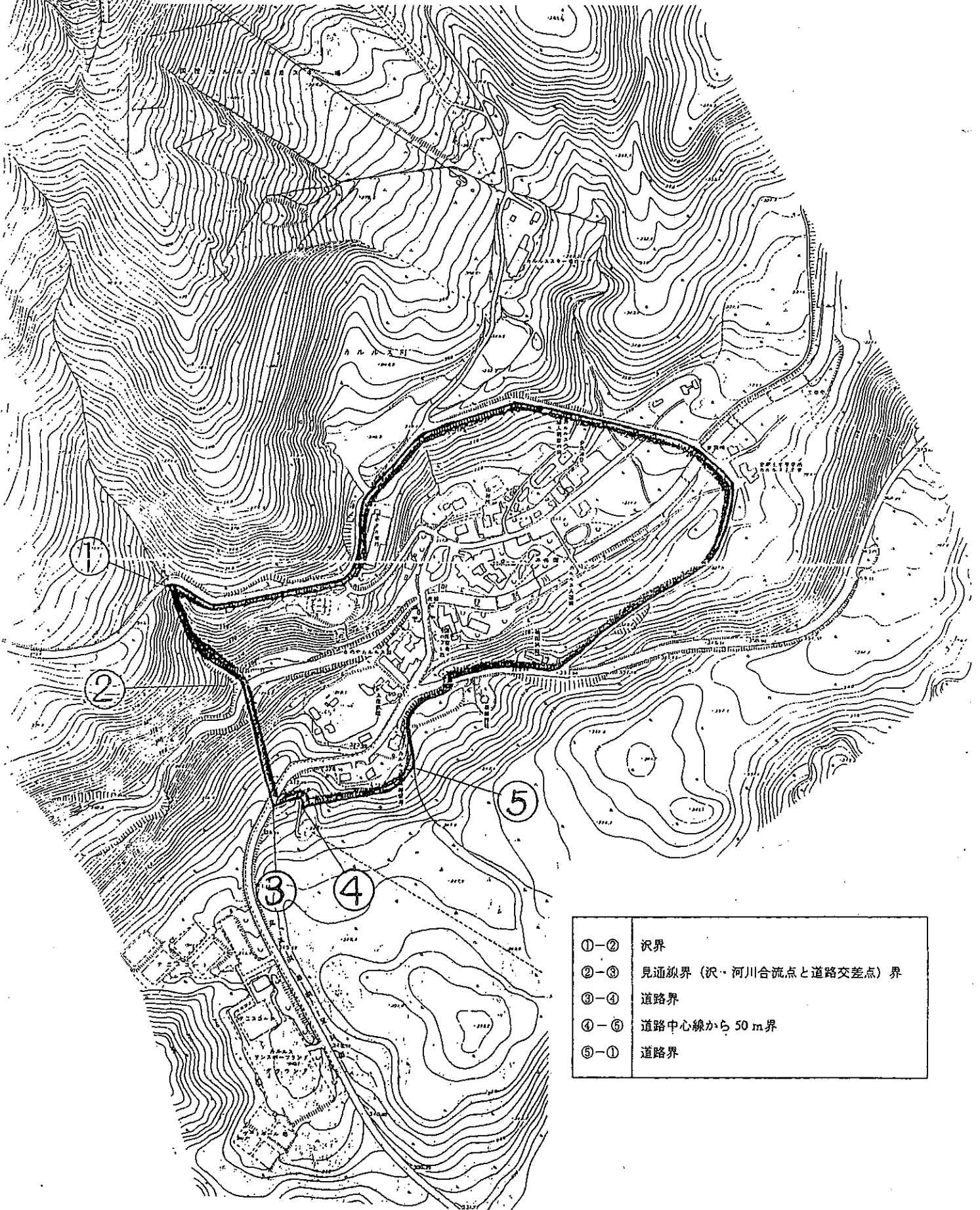
(蟠溪地区)



①-②	河川中心界
②-③	河川敷(除く)界
③-④	道路中心線から100m線界
④-①	行政界

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

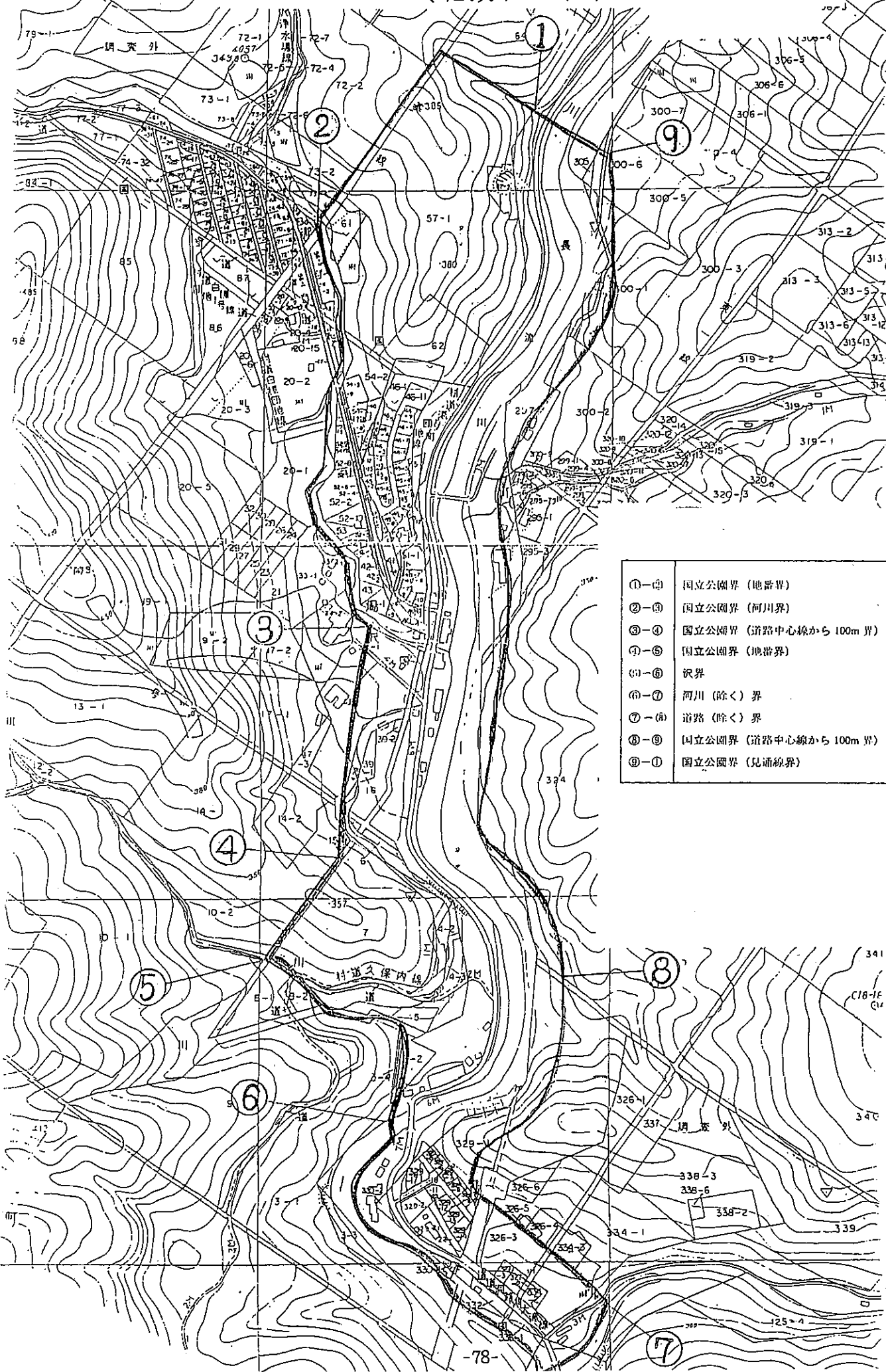
(カルルス温泉地区)



①-②	沢界
②-③	見通線界 (沢・河川合流点と道路交差点) 界
③-④	道路界
④-⑤	道路中心線から 50 m 界
⑤-①	道路界



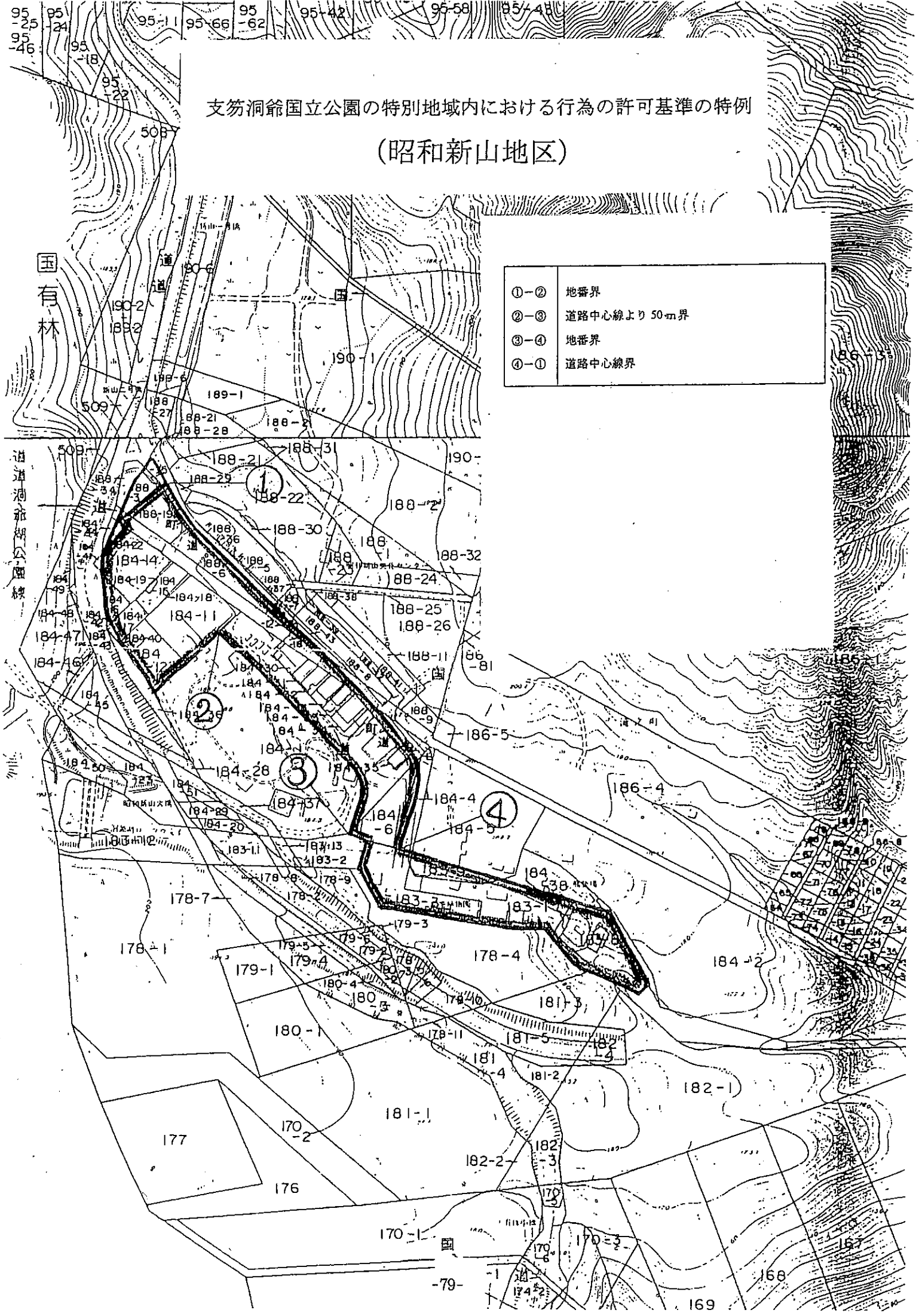
# 支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (北湯沢地区)



①-②	国立公園界 (地番界)
②-③	国立公園界 (河川界)
③-④	国立公園界 (道路中心線から100m界)
④-⑤	国立公園界 (地番界)
⑤-⑥	沢界
⑥-⑦	河川 (除く) 界
⑦-⑧	道路 (除く) 界
⑧-⑨	国立公園界 (道路中心線から100m界)
⑨-⑩	国立公園界 (見通線界)

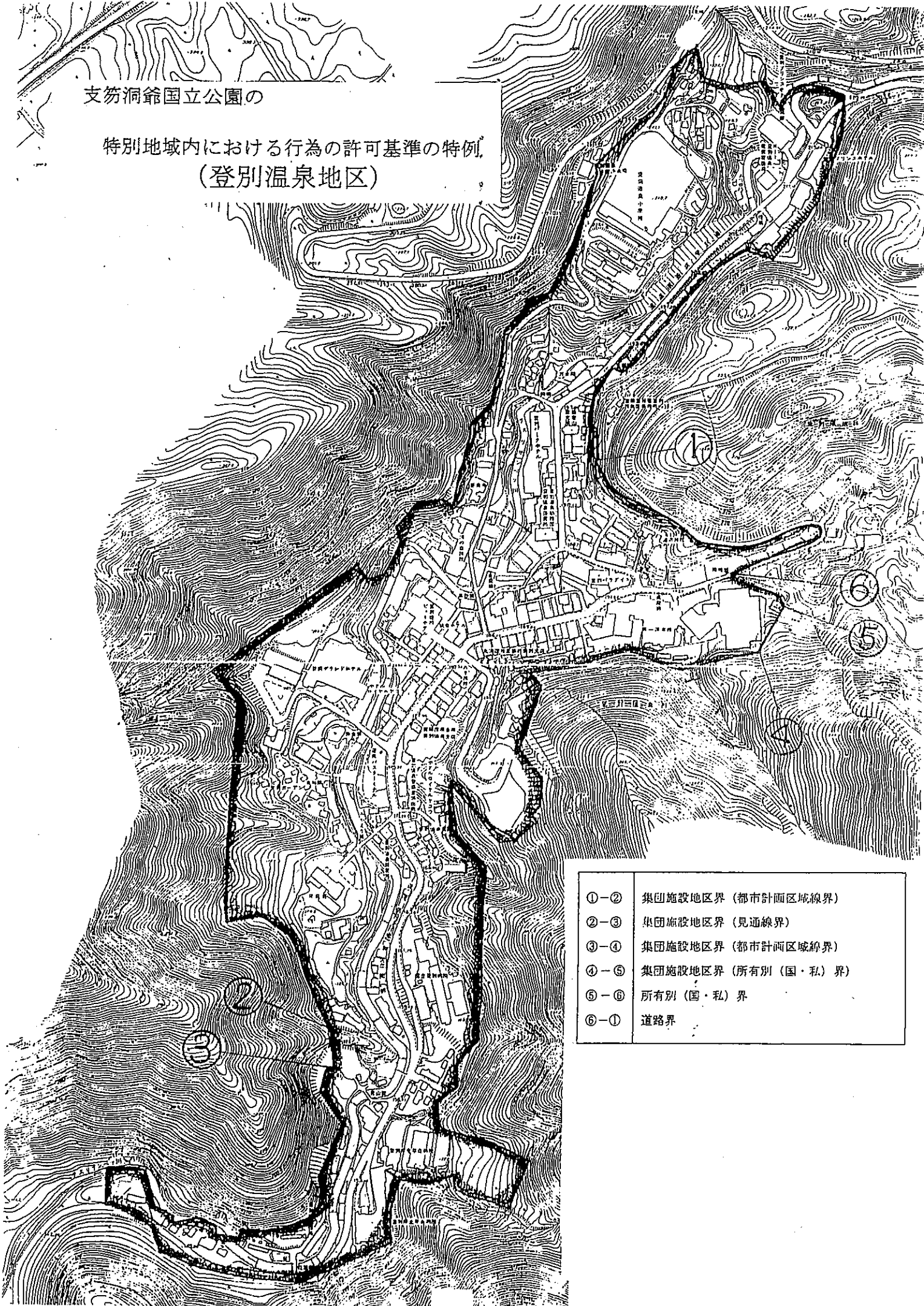
支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(昭和新山地区)

①-②	地番界
②-③	道路中心線より50m界
③-④	地番界
④-①	道路中心線界



支笏洞爺国立公園の

特別地域内における行為の許可基準の特例  
(登別温泉地区)



①-②	集団施設地区界 (都市計画区域線界)
②-③	集団施設地区界 (見通線界)
③-④	集団施設地区界 (都市計画区域線界)
④-⑤	集団施設地区界 (所有別 (国・私) 界)
⑤-⑥	所有別 (国・私) 界
⑥-①	道路界

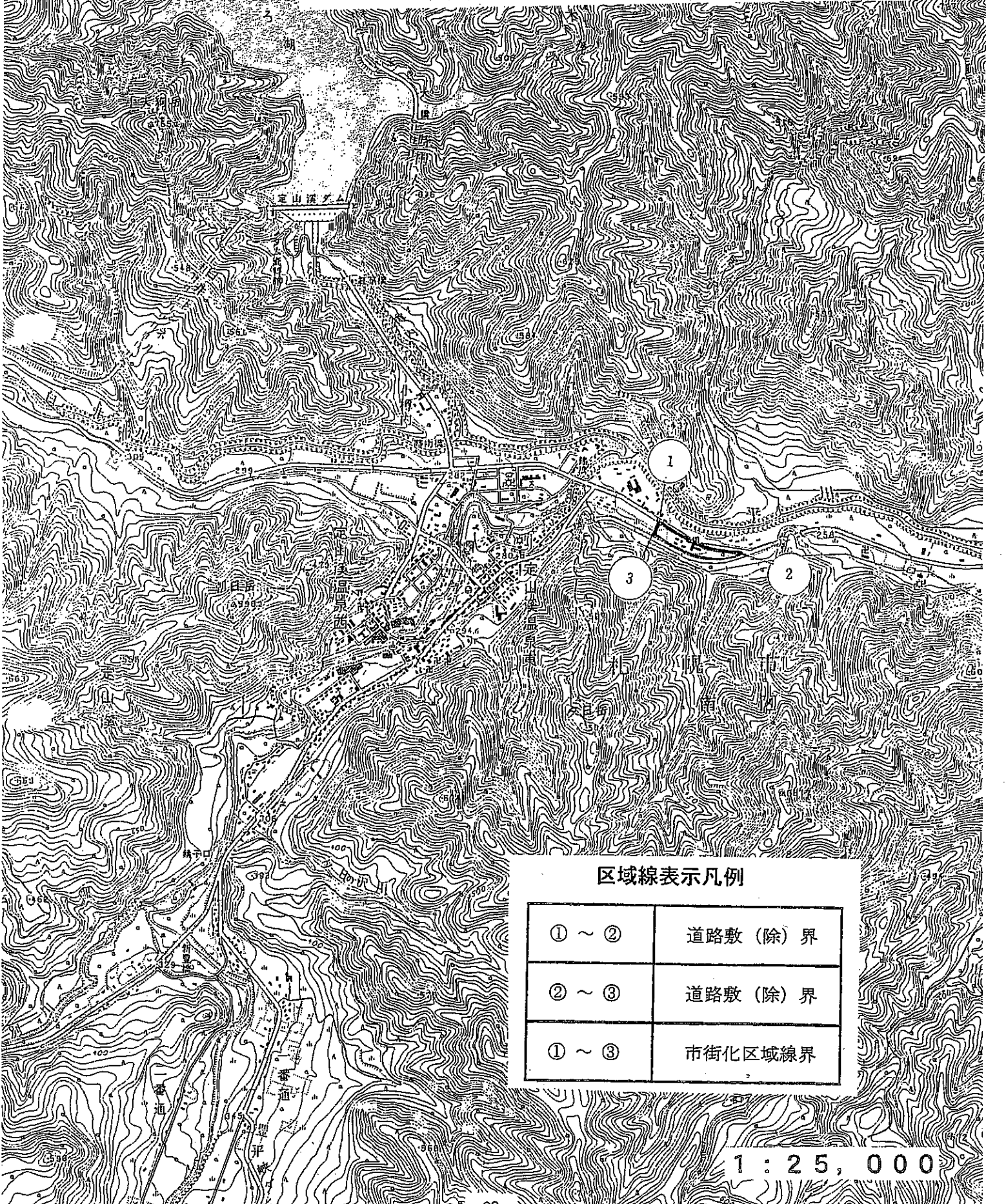
項	行為の種類	号	基準の内容		
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
			当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならぬものであること。		
			当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
			当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
			当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
			当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
			当該建築物の高さが1.3m（その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
			当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
第1号	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	10%以下	20%以下	
第2号	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	15%以下	30%以下	
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	20%以下	40%以下	
	第3種特別地域	20%以下	20%以下	60%以下	

ただし書	第2項ただし書に規定する行為	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建て替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧の規模を超えた新築（申請に係る建築物の規模を維持する。）又は学術上の必要を認めらるる建築物の増築又は増築を目的とする申請に係るもので、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
------	----------------	--

自然公園法施行規則第11条第35項に  
 基づき基準の特例を設定する区域

支笏洞爺国立公園

定山溪地区



区域線表示凡例

① ~ ②	道路敷 (除) 界
② ~ ③	道路敷 (除) 界
① ~ ③	市街化区域線界

1 : 25,000



第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築</p>	<p>に規定する行為</p>															
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	<p>当該建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためややむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。																
第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。																
第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。																
第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園專業遊歩道の路幅から2.0m以上、それ以外の遊歩道の路幅から0.5m以上離れていること。																
第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から6m以上離れていること。																
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。																
第1号	当該建築物の高さが1.3m（その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																
第2号	<p>当該建築物の地上部分の面積が敷地面積の10%以下であること。</p>	<p>当該建築物の地上部分の面積が敷地面積の10%以下であること。また、当該建築物の敷地面積が、当該敷地面積の10%以下であること。また、当該敷地面積が、当該敷地面積の10%以下であること。また、当該敷地面積が、当該敷地面積の10%以下であること。</p>															
第2項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>当該敷地面積の区分</th> <th>当該敷地面積の割合</th> <th>当該敷地面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種特別保護地区における敷地面積が500㎡未満の場合</td> <td>40%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別保護地区における敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合</td> <td>40%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別保護地区における敷地面積が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合</td> <td>40%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第4種特別保護地区</td> <td>40%以下</td> <td>50%以下</td> </tr> </tbody> </table>	当該敷地面積の区分	当該敷地面積の割合	当該敷地面積の割合	第1種特別保護地区における敷地面積が500㎡未満の場合	40%以下	20%以下	第2種特別保護地区における敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合	40%以下	30%以下	第3種特別保護地区における敷地面積が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	40%以下	40%以下	第4種特別保護地区	40%以下	50%以下	<p>当該敷地面積の割合が、当該敷地面積の割合に相当するものであること。</p>
当該敷地面積の区分	当該敷地面積の割合	当該敷地面積の割合															
第1種特別保護地区における敷地面積が500㎡未満の場合	40%以下	20%以下															
第2種特別保護地区における敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合	40%以下	30%以下															
第3種特別保護地区における敷地面積が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	40%以下	40%以下															
第4種特別保護地区	40%以下	50%以下															
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	<p>既存の建築物の改築、改築又は増築により著しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものに限る。又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの）</p>															
第9項	工作物の新築、改築又は増築のうち	<p>第7項第1号ハ</p>															
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															



分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築

と。	ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合は、この限りでない。
第7項第2号ロ		盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
第7項第2号ハ		法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所以及その周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
第7項第2号ニ	ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
第7項第2号ホ		擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第1号		特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
第2号		特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等
		自然草地等
		自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域
第2号		道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
第3号		関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000平方m以上とされていること。
第4号		前号に規定する計画において、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。
第5号		第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
第6号		第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
第7号		関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
	イ	分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
	ロ	購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000平方m未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第17条第3項等の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
第8号		第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
第9号、		関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。
ただし書		地方公共団体等が防災のために行うものであって、第7項第1号ハ及び第2号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
第7項第1号ハ		当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内において処理するものでないこと。

第21項	土地の開墾、土地の形状変更	ただし書	特別地域以外の地域に撤出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合は、この限りでない。
		第7項第2号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
		第7項第2号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が親土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
		第7項第2号ニ	ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
		第7項第2号ホ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、棧道、すい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
		第1号	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第2号	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
		第2号の2	ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第3号	集団的に建築物その他の工作物を設置する農地を造成するために行われるものでないもの。
		第4項	行為の種類
第3号	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるもの又は地方公共団体等が防災のために行うものを除く。）		
第4号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。		
第5号	ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。		
第6号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。		
第7号	ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。		
第8号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
第9号	ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。		
第10号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。		
第11号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。		

泉北地区

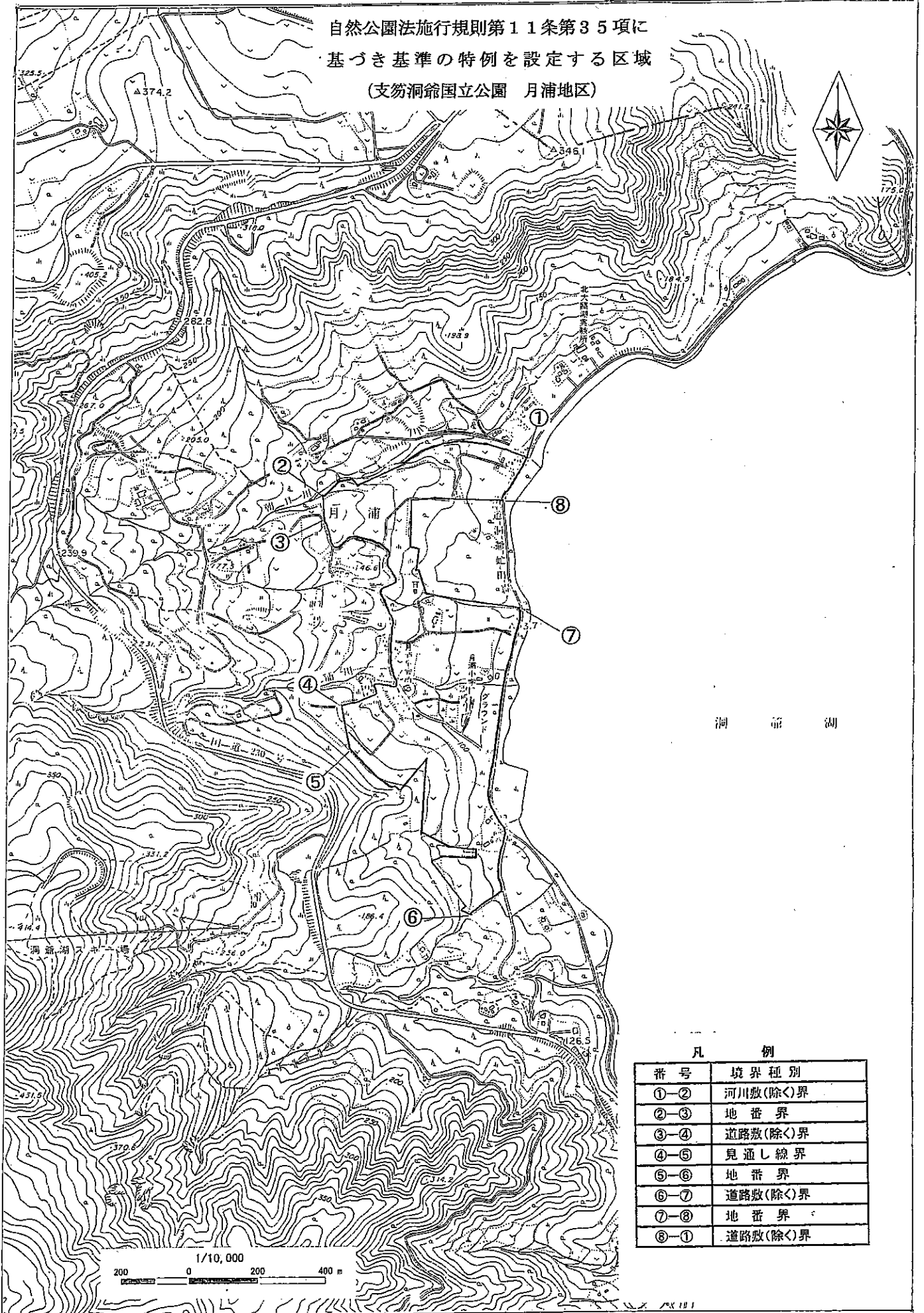
項	行為の種類	号	基準の内容
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち（分譲集合別荘（同一棟内に独立して別荘ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5	本文	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。





	口	自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
	ハ	当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
	ニ	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
㊦第2号	河川にたい留した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。	
	前号イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。
		当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
㊦第3号		第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
㊦第4号		既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
	第1号イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。
	イ	露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。
	ロ	平成12年4月1日以降に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
㊦第5号		前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、 <del>特別保護地区等内において行われるもの</del> であつて、 <del>前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</del>
	㊦前項第1号イ	既存の泉源、水源等の掘替のために行われるものであること。
	㊦前項第1号ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
	㊦前項第1号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

自然公園法施行規則第11条第35項に  
 基づき基準の特例を設定する区域  
 (支笏洞爺国立公園 月浦地区)

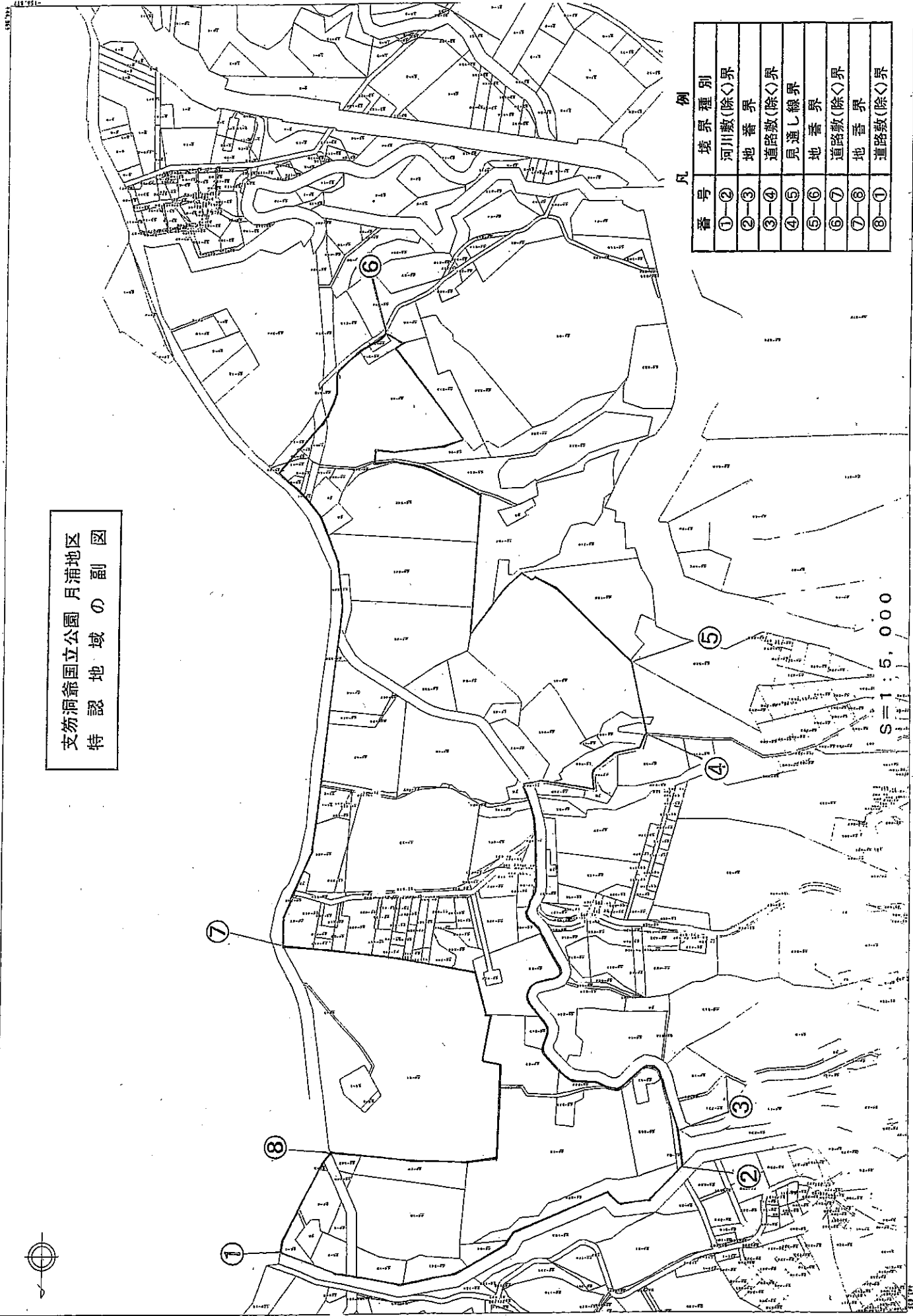


洞 爺 湖

凡 例

番号	境界種別
①—②	河川敷(除く)界
②—③	地番界
③—④	道路敷(除く)界
④—⑤	見通し線界
⑤—⑥	地番界
⑥—⑦	道路敷(除く)界
⑦—⑧	地番界
⑧—①	道路敷(除く)界

支笏洞爺国立公園 月浦地区  
特認地域の副図

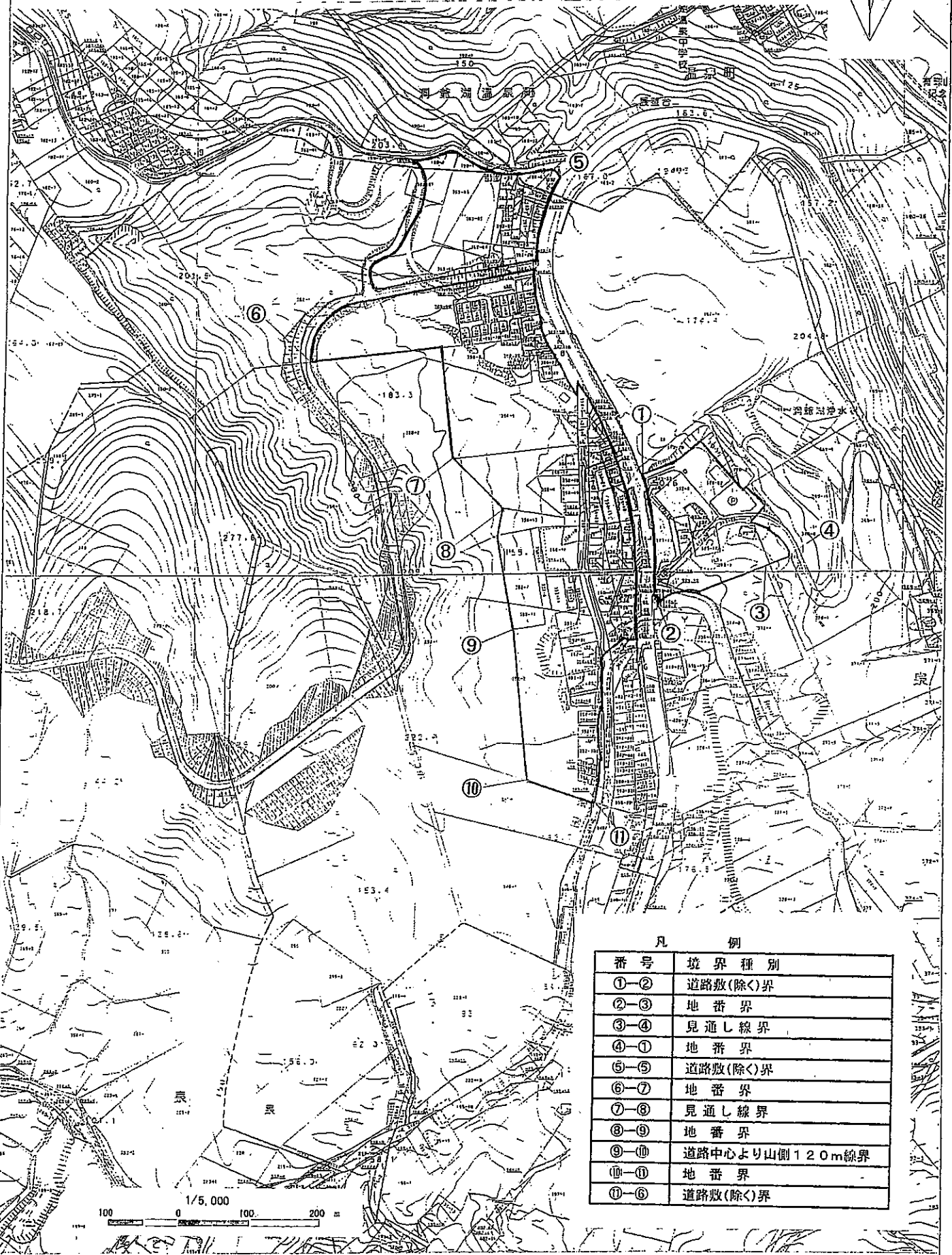


凡例

番号	境界種別
①-②	河川敷(除く)界
②-③	地番界
③-④	道路敷(除く)界
④-⑤	見通し線界
⑤-⑥	地番界
⑥-⑦	道路敷(除く)界
⑦-⑧	地番界
⑧-①	道路敷(除く)界

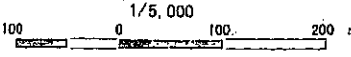
S = 1 : 5,000

自然公園法施行規則第11条第35項に  
 基づき基準の特例を設定する区域  
 (支笏洞爺国立公園 泉北地区)



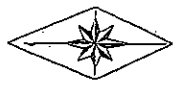
凡 例

番号	境界種別
①—②	道路敷(除く)界
②—③	地番界
③—④	見通し線界
④—①	地番界
⑤—⑤	道路敷(除く)界
⑥—⑦	地番界
⑦—⑧	見通し線界
⑧—⑨	地番界
⑨—⑩	道路中心より山側120m線界
⑩—⑪	地番界
⑪—⑥	道路敷(除く)界





自然公園法施行規則第11条第35項に  
 基づき基準の特例を設定する区域  
 (支笏洞爺国立公園 金比羅火口地区)



番号	境界種別
①-②	砂防区域境界
②-①	地種区分界
③-④	地種区分界
④-③	所有別(国有林)界

S=1:2,000

支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係整理表  
 施行規則第11条

項	行為の種類	号	基準の内容
第25項	指定区域での車馬の使用等のうち法第13条並びに第3項第13号及び第14号に掲げる行為並びに法第14条第3項第13号に掲げる行為に限る。(法第13条第3項第13号第4項及び法第14条第4項に係る法第13条第4項に掲げる行為)	第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、いずれかに適合するものであること。 イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。 ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること
		第2号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
		ただし書	北海道内水面漁業調整規則により水産動物の採捕が禁止されていない区域及び期間において行われるものであつて、かつ、千歳市長の承認を得て行うものについては、この限りでない。



### (3) 支笏洞爺国立公園におけるスキー場事業の取扱について

#### ■「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」(平成4年5月19日環自国第264号)

月浦スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

##### 1. 基本方針

本スキー場は、支笏湖地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、洞爺湖方面からの眺望及び快適な公園利用環境の確保に十分配慮するものとする。

##### 2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定(平成3年2月18日環境庁告示第3号)により定められた区域とする。

(区域面積 94ha、別添区域図のとおり)

##### 3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

##### 4. スキー場事業施設

###### (1) 滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設及び改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は、50m以下とし、既にこれを超えているものについては、既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植樹を行うものとする。造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

###### (2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所は避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

###### (3) 建築物(リフト付帯の管理施設は除く)

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するセンターハウスの建築面積は、一棟当たり 1,000 m<sup>2</sup>以下とし、休憩ロッジの建築面積は 300 m<sup>2</sup>以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

#### (4) 標識類

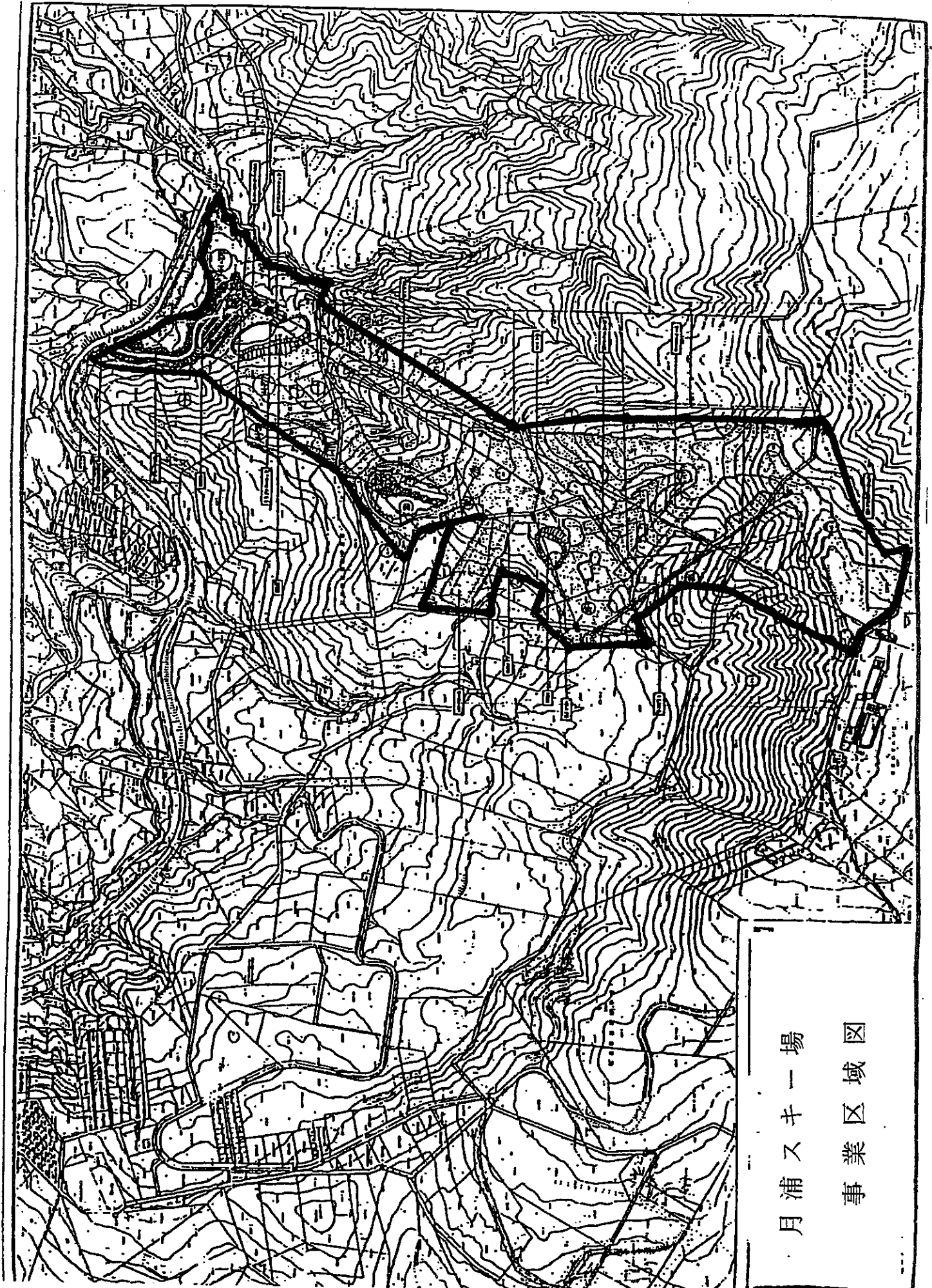
標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

#### (5) その他の施設

道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の変更は、必要最小限とする。

### 5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。



月浦ノキ一場  
事業区域図

■「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」  
(平成4年5月19日環自国第264号)

カルルス温泉スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

1. 基本方針

本スキー場は、登別、カルルス地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、周囲の自然との調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定(平成4年1月16日環境庁告示第3号)により定められた区域とする。

(区域面積 50ha、別添区域図のとおり)

3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

4. スキー場事業施設

(1) 滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設、改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は、50m以下とし、既にこれを超えているものについては既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植栽を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

(2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所等を避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

(3) 建築物(リフト付帯の管理施設は除く)

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するロッジの建築面積は1,000㎡以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

#### (4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

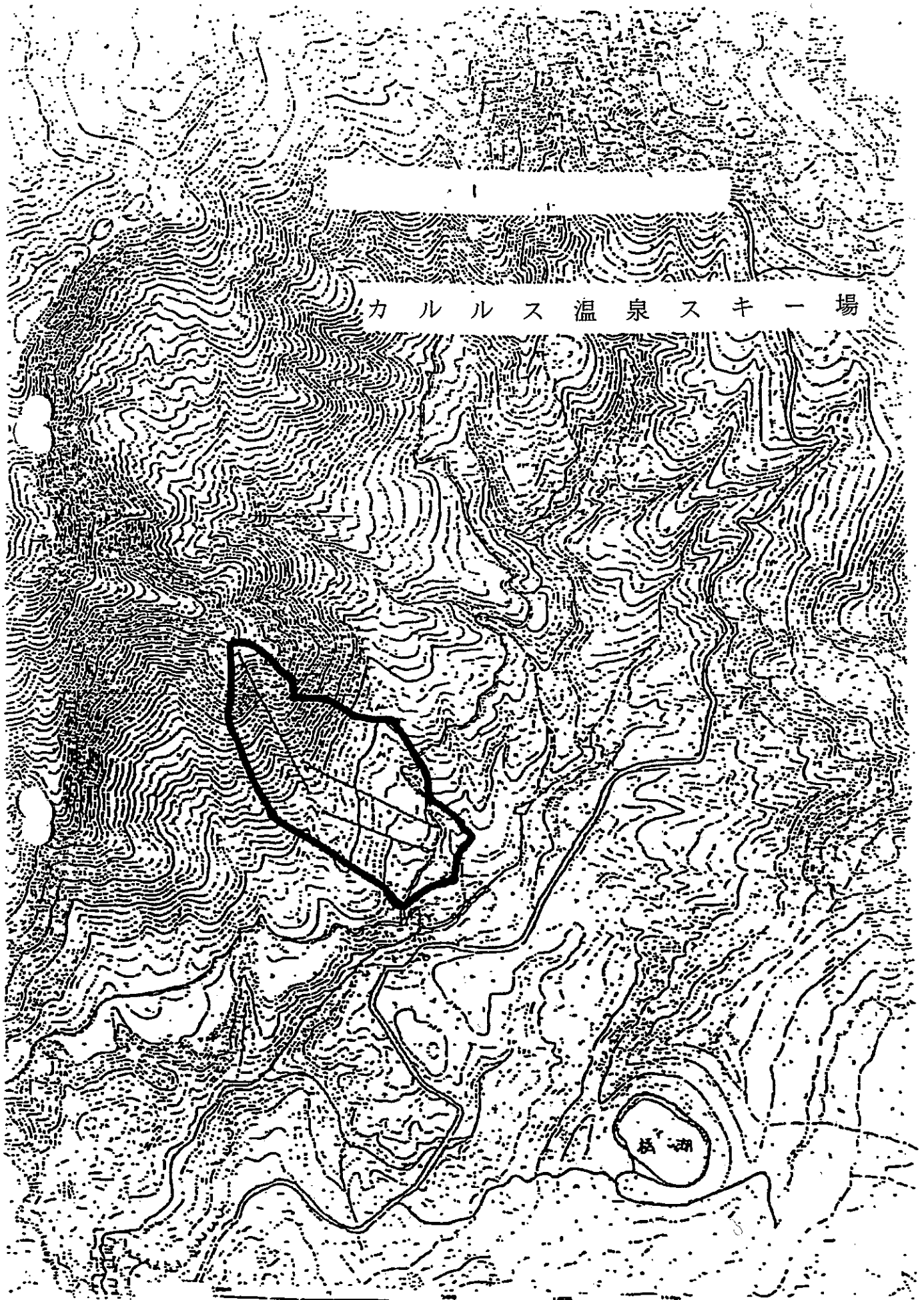
#### (5) その他の施設

道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の変更は必要最小限とする。

### 5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。





カルルス温泉スキー場

## 2 参考事項

### (1) 支笏洞爺国立公園管理計画検討会名簿

検討員（平成19・20・21年度）

近藤 哲也 （北海道大学大学院 教授）  
赤坂 猛 （酪農学園大学 教授）  
市岡 浩子 （札幌国際大学 教授）

参画行政機関等

平成19・20・21年度

北海道森林管理局、石狩森林管理署、胆振東部森林管理署、後志森林管理署  
札幌開発建設部、石狩川開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部

北海道環境生活部環境局、北海道石狩支庁、北海道石狩森づくりセンター、  
北海道胆振支庁、北海道胆振森づくりセンター、北海道後志支庁、北海道後  
志森づくりセンター

北海道札幌土木現業所、北海道小樽土木現業所、北海道室蘭土木現業所

札幌市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、ニセコ町、真狩村、  
喜茂別町、京極町、倶知安町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町

### (2) 支笏洞爺国立公園管理計画作成経緯

平成19～21年度 検討会

平成20年3月21日 第1回検討会

- ・ 支笏洞爺国立公園の現況及び課題

平成20年10月1日 第2回検討会

- ・ 支笏湖・定山溪地域のあるべき姿・将来目標
- ・ 管理計画改定の具体的な検討

平成20年11月27日 第3回検討会

- ・ 羊蹄山・洞爺湖・登別地域のあるべき姿・将来目標
- ・ 管理計画改定の具体的な検討

平成21年2月3日 第4回検討会

- ・ 管理計画書（原案）の内容検討

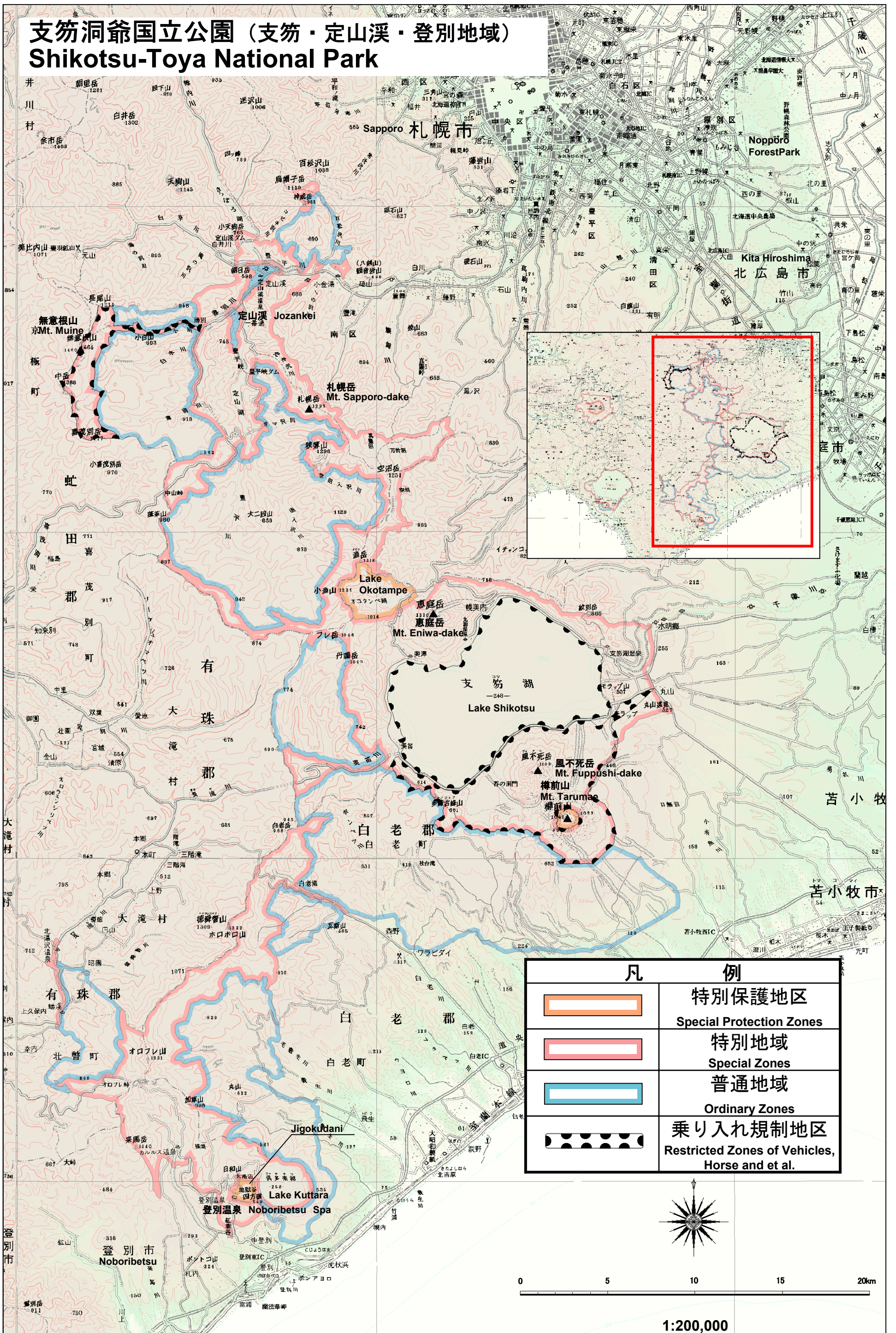
平成21年8月17日 パブリックコメント





～9月16日

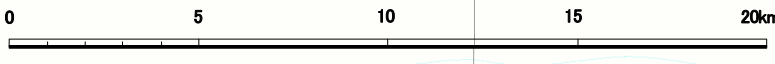
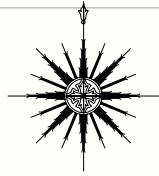
平成21年10月29日 第5回検討会

- ・ 管理計画書（案）の内容検討

# 支笏洞爺国立公園 (支笏・定山溪・登別地域) Shikotsu-Toya National Park



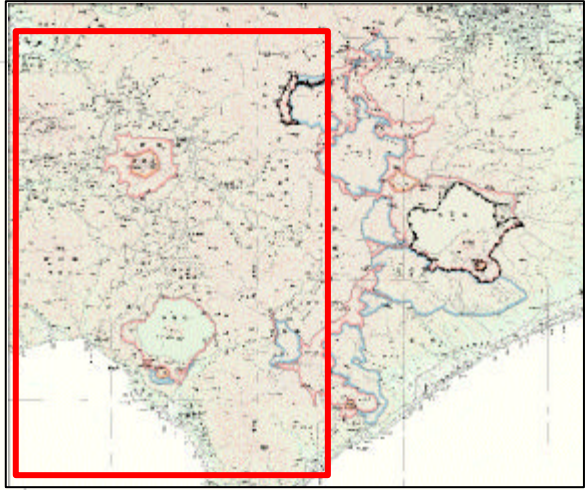
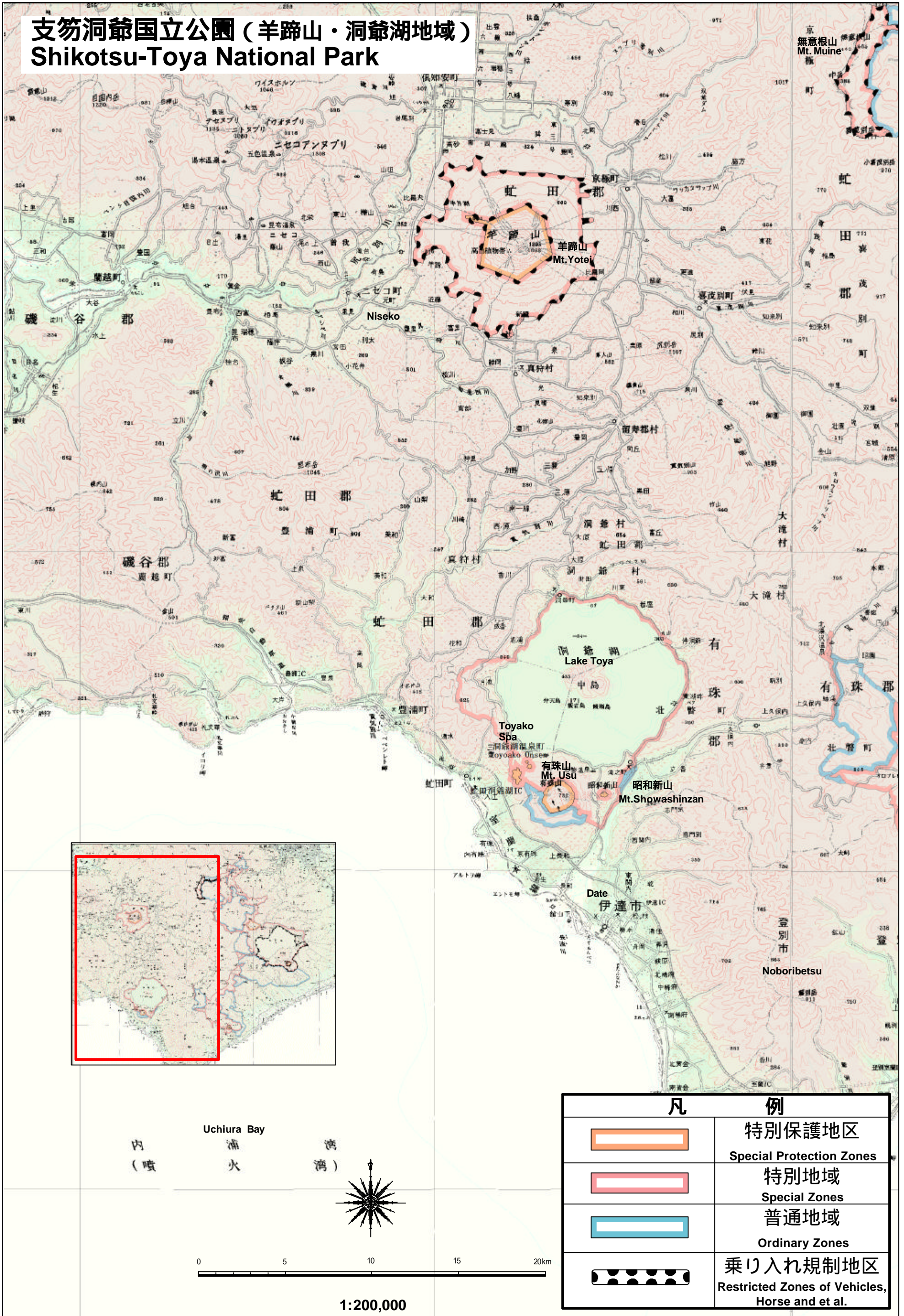
凡 例	
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	普通地域 Ordinary Zones
	乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al.



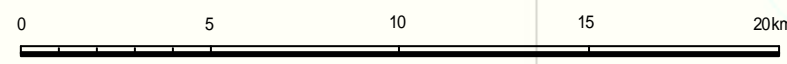
1:200,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図メッシュ(標高)を使用したものである。(承認番号 平18総使、第565号)  
使用地図は平成18年3月1日版 数値地図200000(地図画像)です。図葉毎に更新期日が異なりますのでご了承ください。

# 支笏洞爺国立公園（羊蹄山・洞爺湖地域） Shikotsu-Toya National Park



内 浦 湾  
( 噴 火 湾 )



1:200,000

凡 例	
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	普通地域 Ordinary Zones
	乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al.

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図メッシュ（標高）を使用したものである。（承認番号 平18総吏 第565号）  
使用地図は平成18年3月1日版 数値地図200000（地図画像）です。図案毎に更新期日が異なりますのでご了承ください。